季刊

労働総研

クォータリー

1994年夏季号

No.15

特集 日本独占資本の改革ビジョンとその批判

日本独占資本の改革ビジョン批判

小沢戦略第二段階の狙いと矛盾

一 政変劇と『日本改造計画』を読む

コメ市場開放、決断の構図

国際・国内動向

G7雇用会議はなにを示したか

国連女子差別撤廃委員会における日本政府レポート

の審査について

ゼネコン汚職 ― 深化した腐敗の構造

病院給食有料化の動き - 公的医療保険の空洞化への布石

書評 三好正巳著『産業労働論序説』

『嶋津千利世著作選集』

戸木田嘉久

上瀧 真生

1 /2 + 1/

大須 真治

内山 昂

浅倉むつ子

荒川。李子

宇和川 邁

仲村 政文

柴田 悦子

労働運動総合研究所

労働総研クォータリー

第15号 (1994年夏季号)

----- B

次 ——



特 集●日本独占資本の改革ビジョンとその批判		
■日本独占資本の改革ビジョン批判戸木田	日嘉久	2
■小沢戦略第二段階の狙いと矛盾 ― 政変劇と『日本改造計画』を読む ―		
	真生	13
■コメ市場開放、決断の構図大須	真治	18
国際・国内動向		
■ G 7 雇用会議はなにを示したか	昂	25
■国連女子差別撤廃委員会における日本政府レポートの審査について		
浅倉す	プラ子	28
■ゼネコン汚職 ― 深化した腐敗の構造 ―荒川	幸子	31
■病院給食有料化の動き ― 公的医療保険の空洞化への布石 ― …宇和川	邁	35
プロジェクト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	利和	39
討論のひろば●旗を焼くもの、立てるもの片岡	克己	42
書 評●三好正巳著『産業労働論序説』 仲村	政文	43
●『嶋津千利世著作選集』 柴田	悦子	45
新刊紹介●野村正實著『トヨティズム』猿田 正機/小林英夫・林倬史編著『アセブ	ン諸	48
国の工業化と外国企業』藤井 光男		

日本独占資本の改革ビジョン批判

戸木田 嘉久

はじめに――何を、どのような観点から 批判するのか

批判の対象とする「日本独占資本の改革ビジョン」とは何か。またそれを批判するとすれば、どのような観点から批判するのか。主題に立ち入るに先立ち、はじめに簡単にでも整理しておかねばなるまい。

21世紀をめざす「日本独占資本の改革ビジョン」とは何か。それは、周知のように政治改革、行政改革、経済改革、この三本柱をもって示めされている。たとえば、細川前首相が設置した経済改革研究会(会長・平岩外四前経団連会長)の答申報告書『経済改革について』(93年12月18日付)は、「終わりに」として次のようなしめくくりをつけている。

「経済の潜在的活力がある21世紀までの時期が 経済改革を進めるチャンスである。経済改革は、 政治改革、行政改革とともに、三位一体的に進 めなければならない。経済改革なくして政治・ 行政改革はありえないし、政治・行政改革なし に経済改革はありえない。『責任ある改革』を通 じて、現在の閉塞状況から脱出し、『新未来』へ の道を今こそ拓くべきである」。

政治改革、行政改革、経済改革、これは自民

党の政策を原則的に引継ぐと明言した、前「連立」政権の細川首相が、所信表明演説でより反動的に踏みこんで言及した三大政策目標である。その後、この「改革」ビジョンは、小選挙区・比例代表並立制による選挙制度「改革」、第三次行政改革推進協議会の「最終答申」、経済改革研究会による前出の報告「経済改革について」などとして、具体的な展開をみせている。さらに、急遽退陣した細川内閣にかわる「少数与党」の羽田内閣もまた、この三つの「改革」ビジョンの達成を引き継ぐとしている。

したがって、ここではこの三つを、「日本独占 資本の改革ビジョン」としてとりあげることに しよう。その詳細な批判にたちいる余裕はない が、三つのビジョンの骨格を問題にすることに したい。その際、政治改革、行政改革、経済改 革を「三位一体的に進め」るとされていること をとりわけ意識し、この観点をもって批判的検 討をすすめることにしたい。

- 1.「閉塞状況」の打破と、構想される 「21世紀の日本」
- ① 「閉塞状況」の日本社会とその要因

政治改革、行政改革、経済改革の三位一体的

追及、日経連流にいえば「総合的構造改革」の 追及(94年「労問研報告」)は、今日の日本社会 が「閉塞状況」にあるという認識を前提として いる。たとえば、前出・経済改革研究会報告「経 済改革について」は、次のようにいっている。

「内外情勢は激変している。国際的には『冷戦体制』が終わり、国際関係が大きく変わった。 国内的には、国民は経済発展に見合う豊かな実感をもっていない。少子化、高齢化社会が急速に近づいてきた。国民は、経済社会はどうなるのか、そのビジョンを求めている」。

しかも、「当面、日本を含む多くの先進国で経済が停滞し、対外均衡も崩れている。特に日本の場合、"バブル"の崩壊によって雇用不安、国際競争力の低下、輸入の低迷など困難が増大してきている。

これらの激変にどう対処するか。これまで『追いつき追いこせ』型の日本経済システムー良くいえば協調、悪くいえば馴れ合いーは、うまく機能したが、今やそれを改革すべきときである」。

現象的にみるかぎり、日本の経済・社会が多かれ少かれこうした「閉塞状況」にあることは確かである。だが問題は、「閉塞状況」をひきおこしてきた根本原因をどのようにみるか、根本的な原因を排除するような「改革」ビジョンが提示されているか、どうかである。

その根本的な原因は国民本位の観点からすれば、対米従属下の日本独占資本が、いわゆる政・官・財の癒着体制のもとで、"ルール違反"ともいうべき横暴な蓄積活動を続けてきたことによる。すなわち、日本独占資本の横暴な蓄積活動こそが、一方に「経済大国」日本、他方に「生活小国」日本といった基本的矛盾を拡大させながら、国の内外にわたり経済的、内的諸矛盾を激化させてきたといえよう。

したがって、日本の社会・経済の「閉塞状況」 を真に打開しようとすれば、国民生活の擁護と 向上を基本に、非核・平和、非同盟、中立の日 本を追及しつつ、独占資本の横暴な経済活動を 民主的に規制するほかに道はない。

② 独占の構想する国際貢献下の「21世紀の日本社会」

これにたいして政府・独占の「改革」ビジョンは、対米従属を基調に先進諸国との「国際協調」を強化しながら、諸矛盾の打開を労働者・国民の犠牲に転嫁しつつ、独占資本の支配と搾取体制の再構築をはかろうとするものである。そのさい、政治改革、行政改革、経済改革など諸改革は、基本的にどのような「21世紀の日本社会」を見とおしてすすめられるのか。

日経連の94年版「労働問題研究委員会報告」の第1章「日本経済・社会の総合的構造改革への要請」は、もっとも直截に「21世紀の日本社会」の輪郭を画き出してみせている。

- (1) なによりもまず「国際社会において世界に 役立つ日本」でなければならないとしている。 すなわち、わが国は困難でも従属的なアメリカ とのパートナー関係を維持しながら、「世界の、 なかでもアジア太平洋地域の平和と発展に貢献」 すべきだというのである。
- (2) そして、この国際貢献の観点からは、つぎの二つの主要な課題が提起されている。

「第一に、世界最大の黒字国である以上、日本は世界で最も聞かれた国になるべきであろう。 アジア太平洋経済協力閣僚会議(APEC)の諸声明、宣言に盛られた貿易・投資の推進の方向やガット・ウルグアイ・ラウンドの成功に対する 貢献など、日本が早急に実行すべき課題は多い。

市場開放することは世界経済の安定発展に寄 与することであるとともに、それによって日本

経済が新たな発展を遂げる機会を見出すことで ある。

第二に、政治や安全保障面における国際貢献 の可能性も十分検討すべきである。国連のあり 方、常任理事国の役割のあり方なども含め、国 連を通じての国際貢献について本格的に検討す べきである」。

(3)ところで、国際貢献の観点からする第一の主要課題、すなわち「市場開放」は、必然的に「規制緩和」を中心とする経済改革を日程にのぼらせずにはおかない。市場開放は、公的規制、とりわけ経済的規制の緩和による自由な市場競争によって、経済の活性化をはかろうとするものであるが、その結果として必然的に「日本の経済、社会に抜本的な構造転換をもたら」さずにはおかない。このような想定のもとで、どのように具体的に「規制緩和」をすすめ、「産業の構造転換」、高度化をすすめるのか、「経済改革」の道すじと促進が課題となる。

国際貢献の観点からする第二の主要課題、すなわち、国連への常任理事国としての参加、自衛隊の PKO、PKF 派遣など、政治や安全保障面での国際貢献の「本格的な検討」が、日本独占資本にとって小選挙区制の導入、有事立法、憲法改悪とからんだ翼賛政治体制の確立、「政治改革」の課題とわかちがたいことはいうまでもない。

(4)なお、日経連「労問研報告」にみる「総合的構造改革」では、すでにふれた「経済的規制」緩和による計画的な市場開放、国内外にわたる競争条件の整備・活性化とあわせて、国民生活を保護してきた「社会的規制」の緩和、たとえば社会保障や福祉の削減が意図されている(もちろん、それは日経連にとどまらぬ政府・独占の総体的な意志の反映であるが)。

こうした「21世紀の日本社会」への枠組みの

もとで、「行政改革」の課題も提起される。すなわち、対米協調を基本とした「国際貢献」を「聖域化」したうえで、市場原理の活性化をめざす「経済的規制」の緩和や、自立と自己責任による生活擁護を要求する「社会的規制」の緩和などをテコに、「効率的な政府」をめざす「行政改革の徹底」が、国民に強要されている。日経連報告はつぎのようにいっている。

「国民は、政治改革と行政改革の徹底推進を求めるとともに、自らは生産者としても、生活者としてもいたずらに政府に頼ることにとなく、自立と自己責任に立つ行動に意識を切り換えるべきである」。

2.「政治改革」と「連立」政権一政治的民主主義の後退と憲法問題

日本独占資本は、「21世紀の日本社会」を、政 治改革、行政改革、経済改革の三位一体的な遂 行をつうじて、以上のようなものとして構想し ようとしている。ここではまず、三位一体の改 革の頂点、いわば推進力とも位置づけられる、 政治改革の問題から立ち入ることにしよう。

① 細川内閣と小選挙区制の導入

独占資本にとって今なぜ政治改革なのか。この点ではなによりも、30余年にわたる自民党一党政権が、リクルート、佐川急便、ゼネコン事件など、金権腐敗の政治として「閉塞状況」におちいっていたことが指摘される。この点からして、社会党をもまきこんだ「非自民」の「八党派連立」の細川政権が、「軍事、外交、経済、エネルギーなど」自民党政権の諸政策を、基本的に継承すると宣言して成立したことは、財界にとっても好ましいことであったにちがいない。

日経連の94年版『報告』はいう。「日本は、今 回の政治体制の変化を、自由で開放された日本

経済への出発点にしなければならない」。

細川内閣は、自民党政権さえ実現できなかった「小選挙区・比例代表並立制」を導入することによって、独占資本の意図する政治改革を大きく一歩前進させたといえる。

国民が期待した政治改革は、なにはさておき金権腐敗の政治を一掃することであり、そのために企業献金を全面禁止することであった。しかるに、細川内閣は、不法な企業献金、汚職による政治腐敗は、選挙に金がかかりすぎる現行中選挙区制に根本原因があるとして、小選挙区制の導入を政治改革の眼目として推進し、自民党の暗黙の協力をもえながらこれを実現してきた。

この小選挙区・比例代表並立制 (小選挙区300 名、比例代表200名)が、新たに導入された政党 助成法ともども、国民主権と基本的人権を侵し、 議会制民主主義の形骸化をすすめることはいう までもない。

民意の反映は、いうまでもなく国民主権をうたう憲法の強く求めるところである。ところが小選挙区・並立制は憲法の要求する民意の反映ではなく、「民意の集約」の名で国民多数の意志を切り捨て、「政権の選択」の名で第一党に得票率をはるかに越える議席をあたえる。予想されるおびただしい「死票」の発生は、民主主義のもっとも基礎的な要件である多様な「民意の反映」を排除する。憲法の精神である国民主権を侵すともいわねばなるまい。

しかも、新たに導入された政党助成法は、支持していない政党にも国民の献金を強制するものである。それは憲法が国民に基本的人権として保障する思想・良心の自由をふみにじるものであろう。

こうした政治改革に名をかりた小選挙区・並 立制の導入に、政府・独占はなにを期待するか。

日経連「報告」はいっている。「今後の日本は漸次、民主主義、自由経済の社会の中で、政権を 争う二大政党が切磋琢磨する状態に進化してい くのが望ましい」。

要するに、そこでは保守と革新の二大政党ではなく、独占本位の民主主義、規制緩和による市場原理の強化を枠ぐみとした、反動的、翼賛的な「新保守主義」の二大政党制の確立が期待されている、ということであろう。

② 羽田内閣の小選挙区制から有事立法へ

今日、細川内閣にかわった羽田内閣は、前内閣が提出した政治改革、行政改革、経済改革を継承すると宣言する。だが、社会党が連立から離脱したこともあり、新生党、公明党流の強腕さをもって、たとえば政治改革についても、小選挙区制の導入、新保守二大政党制の確立とからめて、「国際貢献」「世界に役立つ日本」を前面におしたてながら、羽田内閣は有事立法、憲法改悪など、日本独占資本が期待するつぎの筋書きにむけて、駆足ですすもうとしている。

いわく、就任まもない熊谷内閣官房長官は、アメリカが意図的にもちだしている北朝鮮の「核 疑惑」問題を口実に、憲法の平和原則をふみに じり、国民を戦時体制にくみこむ有事立法制定 の準備完了をおおっぴらに口にしている。「合意 さえあれば、一気に危機管理体制はつくること ができる」、「そのための素材はちゃんとできて いる」(5月1日、テレビ朝日)。

また、これに呼応するように欧州訪問中の羽田首相は、日本の国連常任理事国入りの希望を各国首脳に打診し、これまで以上に国連への貢献の用意があると、自衛隊の海外派兵に含みをもった発言を行っている(「朝日」5月5日付)。

こうした羽田内閣の反動的な雰囲気に悪のり

した旧職業軍人上がり、自衛隊出身の永野法相は、天皇制政府がおこなった侵略戦争(太平洋戦争)を、「あの戦争を侵略戦争というのはまちがっている」、「植民地解放、(大東亜)共栄圏をまじめに考えた」、「南京大虐殺はでっち上げだと思う」など、法外な非見識発言をおこなっている(毎日新聞でのインタビュー、5月4日付)。

羽田内閣は「短命」を予想されるゆえに、小選挙区制の導入につづく政治改革のプログラムを、かつてない反動的な強引さをもって、打ち上げている。憲法改正・同解釈是正がらみの自衛隊の海外派兵、有事立法の制定こそ、日本経済の構造的危機、「平成不況」と深刻化する失業問題を、労働者・国民への負担転嫁とアジア太平洋地域への経済進出で打開しようとする日本独占資本にとって、小選挙区制導入につづく21世紀をめざす政治改革の不可避的なプログラムであろう。

羽田内閣はこの次の政治改革プログラムを小 沢流の強引さでアドバルーン化することによっ て、近く予想される総選挙後の政治改革の課題 として独占資本のために一石を投じ、有利な政 治的地歩を確保しようということであろう。

3. 独占の21世紀戦略と行政改革

さきにもふれたように独占資本=政界は、政 治改革、行政改革、経済改革は「三位一体にす すめられねばならない」という見地に立ってい る。

「効率的行政」と「小さな政府」をめざす「行 政改革」は、規制緩和を中心とする「経済改革」 と不可分である。また、「行政改革」は「政治改 革」の実質を規定し、「政治改革」による強権的 な新保守主義の政治的結集ぬきに、国民的利益 に反する「経済改革」や「行政改革」を推進で きるはずもない。

ところで、昨93年10月には、第三次行政改革 推進審議会の「最終答申」が提出された。これ は21世紀にむけて「国全体の歩みを、より望ま しい方向に変え」んと意図した12年間におよぶ 第二臨調の、いわば総仕上げともいうべきもの である。

ここでは、この第三次行革審「最終答申」を 第二臨調の総体的な流れのなかで位置づけ、独 占のめざす21世紀の反動的国家像を、国民的視 点から批判的に画き出すことにしよう。

① 進む国際貢献と後退的な福祉

まず指摘されるものは、第二臨調「第一次答申」(81年7月)が提出した基本的な枠組みと方向が、今日まで一貫していることである。

その枠組みと方向は、国内的には「活力ある福祉社会の実現」、対外的には「国際社会における貢献の増大」であって、そのために「小さな政府」「民間活力の活用」「国民の自立・自助」路線を推進することであった。この基本方向の堅持は、今次「最終答申」の冒頭における臨調行革の歴史的総括にも、また本論における新たな提言にも、一貫している。

「最終答申」は臨調行革のこれまでの成果として、三公社の民営化、公的年金・医療保険制度の改悪、公務員数の削減など、「民活・民営化」「自立自助・受益者負担」「行政サービス切り捨て」路線が進んだことを評価している。しかし、これが国民の暮らしと福祉を切り下げ、大企業を優遇する路線だったことは、今や広く知られるところであろう。

「最終答申」はまた他方で、イラク戦争への1 兆2,000億円の経済支援、カンボジアやソマリア への PKO 派遣、ODA 予算の激増など、アメリ カの世界戦略に加担し、安保体制のグローバル 化への道が推進されてきたことを追認している。

「最終答申」は、このように「活力ある福祉社会の実現」「国際社会における積極的貢献」の到達段階を前向きにおさえる。そのうえで、「21世紀にむけて、日本は国際社会においてその地位の向上に相応した貢献・役割分担を積極的に果たす」べきだ(つまり、国連の常任理事会入りを果たし、自衛隊の海外派兵にも道をひらく)と主張している。

そして他方に、高齢化社会・「成熟社会」への対応という点では、「民間の創意工夫、自己責任を基本とした市場重視の経済運営への転換」が提起され、そこでは国に依存しない国民の自立・自助と、福祉をもまきこんだ市場経済化路線の徹底が強調されている。

② 国民負担増による財政基盤の確立

このように「国際貢献」と「高齢化社会」への対応を、基本的枠組みとしたうえで、今次「最終答申」がまず問題にしているのは、21世紀にむけて国の財政基盤をどう確立するかという問題である。

第二臨調の重要なスローガンの一つは、「増税なき財政再建」であった。だが実際のところ、軍事費とODAを「聖域」化し、生活と福祉を切り捨てた大企業本位の財政運用は、国民への増税にもかかわらず、93年度末の赤字国債残高は183兆円に達し、その利払いと償還額は歳出の約30%を占める。「最終答申」は、こうした財政状況の下で高齢化社会をむかえるにあたり、いっそうの国民負担の増大をも期待しながら、財政基盤の確立をはかろうとしている。

いわく、行政の簡素化・効率化による行政経 費の節減、行政に依存しない国民の自立・自助、 ボランティア精神の発揮、受益者負担の強化、 特殊法人の民営化による資産売却、税制の直・ 間比率見直し、税制改革による消費税率の大幅 引上げ(大衆課税の強化)。

要するに「最終答申」は、社会保障や福祉、教育など国の保障は、国民の自立・自助や、勤労の精神を衰退させるから、これを切り下げる。他方に、現在の大企業優遇の税制は放置したまま、国民の税負担は増大させるばかりか、財政赤字の穴埋めを口実に特殊法人を民営化し、国鉄やNTTの場合と同様に国民の財産を独占資本の利潤追及に供しよう、というわけである。

③ 規制緩和の推進――「官主導から民自律へ」

第三次行革審「最終答申」がつぎにとりあげているのは、「官主導から民自律への転換」、すなわち規制緩和の推進である。冒頭で経済改革研究会の報告が「経済改革」の中心に規制緩和を位置づけていることを指摘したが、本行革審「最終答申」でもこの問題が、後述する「地方分権の推進」とならんで目玉にされている。

すなわち、ここでは一つには、いわゆる規制 緩和が、そして二つには、規制緩和と対になっ ている民間活力の活用、つまり行政分野や公益 部門の民営化問題がとりあげられている。

「最終答申」は、「今日に至る経済社会の発展 過程」における公的規制の果してきた大きな役 割を認めたうえで、いまや社会経済情勢の大き な変化や技術革新等の進展にともない、「公的規 制の抜本的な緩和を実現する」必要があるとし ている。

すなわち、国内産業の育成・保護・供給の確保、価格の安定などにかかわる「経済的規制」については、「原則自由・例外規制」の立場から大幅な緩和を、国民の生命と生活、財産の安全等にかかわる「社会的規制」についても、「徹底した見直し」を進めるとしている。

要するに、「規制緩和」は、国際協調の視点か

らする世界に開放された市場経済の形成からして、また「官主導から民自律への転換」を図り、 民間活力が十分発揮される新たな制度の構築の ためにも、積極的にとりくんでいく必要がある というわけである。

しかし、それは、独占資本を支援する財政・金融政策、経済政策は堅持したまま、大企業には自由な市場競争条件を保障するが、競争力の弱い産業部門や中小経営にとっては、衰退と崩壊への道を強制されることになろう。「規制緩和」への批判的観点はさらに掘り下げられるべきだが、この問題は「経済改革」の中心課題ともされており、委細は次項に譲ることにしたい。

なお、規制緩和を推進するにあたっての「行 政改革」上の課題として、規制緩和推進のため の中期的、総合的なアクションプランの策定、 政府部門における強力な推進体制の整備がうた われている。

④ 地方分権の推進——国の負担を地方と国民 に押しつける

第三次行革審「最終答申」は、規制緩和とならんで「地方分権の推進」を目玉としている。 だが、いまなぜ「抜本的な地方分権」が必要なのか。注目すべきいくつかのことが指摘されている。

第1は、「国は外交、安全保障を始め国の存立にかかわる課題により重点的に取り組む」こととし、多くの行政部門は地方に移していく、そういう基本的な考え方がとられていることである。

第2は、このように「地方分権」を促進する 反面、住民の意識改革が必要であるとして、「住 民の自己責任原則を徹底し、何事によらず国に 対して責任を求めるような風潮を改めなければ」 ならぬ、と強調していることである。そこには 現に憲法が保障する生存権、教育権など国民の 権利について、国の保障責任を免れようとする 意図がみられる。

第3は、「地方分権の推進」にともなう国の行政の簡素化、減量化、それにともなう行政機構の縮減によって、国家公務員の定員削減をはかるとしていることである。

第4に、このように国の行政分野と機能、権限の地方移管にともなう受け皿として、地方行政体制の再編が課題とされ、「市町村の自主的合併」「都道府県による広域連合」、いわゆる道州制までが検討課題とされている。いずれにせよ、こうした地方行政の広域化は住民を地域行政から遠ざけ、地方自治の形骸化をすすめることになろう。

最後に、「最終答申」は、多くの行政分野を地方に移すにあたり、財源問題については、「基礎的な自治体である市町村が、行財政能力を充実させる」、「住民の選択と負担のもとに、自律的で責任ある地方自治を実現できるような行財政上の仕組み」を構築する、「地方税財源の充実強化」をはかるなど、いっさいを地方におしつける無責任さである。

「地方分権」化があたかも政治・行政の民主化 であるかのように語られるが、その実質は、そ の反対物というほかはない。

以上の「行政改革」の提案にあたり「最終答申」は、その末尾で「政治への期待」として、次のようにいっている。「21世紀に向けた行政の改革は、行政だけが責任を担うべきものではない。議院内閣制の下、行政の大きなかじ取りを行うことは政府の責任」であり、「政治の強力な指導力が発揮されねばならない」。

つまり、そこには、国民主権と議会制民主主 義を蹂躪する小選挙区制のもとで、強力な権力 をもつ内閣誕生への期待がこめられているとい

えよう。

4. 「規制緩和」を基軸とした 「経済改革」の展開

「政治改革」「行政改革」と三位一体の、21世紀をめざす「経済改革」の中心的な柱は、経済改革研究会(平岩外四会長)の文書「規制緩和について(中間報告)」(93年11月8日)、「経済改革について」(93年12月16日)に明らかなごとく(以上、かつての"前川レポート"に対して"平岩レポート"ともいわれる)、「規制緩和」問題である。そこに中心をおきながら、独占の「経済改革」ビジョンを批判的に検討しよう。

① 独占資本は規制緩和になにを期待するか

「経済改革」の中心的課題とされる「規制緩和」、公的規制の廃止または緩和によって、独占 資本はまずなにを期待しようとしているか。ま ずその意図を国民的立場から告発する。

前出「規制緩和について (中間報告)」では、「公的規制」が「経済社会の硬直性を強め、構造変革を妨げている」という認識を示したうえで、大幅な規制緩和が求められている。

「経済的規制」、すなわち「需要調整の観点から行われる参入規制、設備規制、輸入規制及び価格規制」については「原則自由」に。また「安全・健康の確保、環境の保全、災害の防除」など「社会的規制」も、「自己責任」を原則に最小限にとどめるべきである。さらに「社会的規制」の「抜本的見直し」には、「"聖域"があってはならず、福祉、教育、労働、金融といった分野」も対象となるとしている。

こうした「規制緩和」は、内外を通じて自由 競争を促進し、「経済社会の硬直性」、日本経済 の「閉塞状況」を打破するものとして期待され ている。しかしこれらは、大企業本位の景気対 策といった国の経済的介入は強化しながら、他 方、規制緩和によって、内外市場において中小 経営を淘汰する大企業の自由競争を促進すると ともに、労働者・国民の生活権、教育権、労働 権などの基本的権利の侵害を、「社会的規制」の 緩和、「弾力化」(フレキシビリティ)の名にお いて図ろうとするものである。

しかるに、「規制緩和」は、企業に「新しいビジネスチャンスを与え」、「雇用も増大する」などと宣伝されている。しかしこれは、中長期的な空想的願望にほかならない。むしろさしあたっての現実は、「規制緩和」による農業、建設、商業、サービスなど低生産性・「非製造業」部門への内外大企業の容赦ない浸透が、小経営の破綻にともなう相対的過剰人口の国家的創出、大量失業をもたらすということであろう。しかも、これが高齢者雇用、女性雇用の拡大とあわせて、高齢化社会における労働力人口「不足」への独占なりの対応として意図されていることも、また見逃すわけにはいかない。

いずれにせよ、「規制緩和」、競争原理の導入は、「短期的には経済社会の一部に苦痛を与える」 (中間報告)ものであり、日経連自身も約2,000 万人、就業人口3人に1人の余剰雇用が生まれるなどと推算している。つまりそれは、コメ自由化による小農経営の解体、大店法の規制緩和による小営業の破綻などと引換えに、大企業としては「新しいビジネスチャンス」を見出し、国家的に創出される多大な相対的過剰人口とアジアの低賃金労働を帳合いしながら、雇用の増大をすすめ、蓄積条件の再構築をはかろう、ということであろう。

また「規制緩和」による内外にわたる自由競争と、市場原理の促進は、いわゆる内外価格差を縮小し、国民生活の実質的向上につながると 宣伝されている。"平岩レポート"では内外価格

差の基本的原因は、「非製造」分野の低生産性に あるとされ、内外の自由競争による低価格商品 の浸透は、低生産性部門の解体再編、生産性向 上をも刺激せずにはおかず、物価の下落によっ て国民生活は向上する、というわけである。

しかし、その際前出した小経営の広範な没落と大量失業が、いかに国民生活の悲惨さを生み出すか、このことについては口をつむっている。また、内外価格差の要因が、輸出ダンピングを支える国内の法外な独占価格、他に類を見ぬ公共料金の高さ、異常な土地高などにあることもぼかされている。

「規制緩和」、まったく不可解なことだが、それは21世紀にむけて日本経済を活性化し、ゆたかな国民生活をつくり出す"魔法の杖"であるかのように粉飾されている。だが一皮剝いたその本質は、日本独占資本の「閉塞状況」を国家的暴力によって打破する、現代のいわば再版「原蓄」過程である、というべきであろう。

中小経営の追い出しによる大企業の「営業の自由」の暴力的な保障——。「社会的規制」の「緩和」に名を借りた国民の生活権、教育権、労働権の「弾力化」、それは現代的基本権と踏み破る「搾取の自由」の保障ということであろう。

② 経済政策の全構図への批判

もちろん、「経済改革」(=「日本型システムの改革」)では、こうした「規制緩和」を旋回軸として、さらに全体的な構図がえがかれている。その骨格の本質について直言すれば、つぎのようなことになる。

(1) 経済改革の第1の柱は、すでに触れてきたように「規制緩和」と「市場開放」である。これはつまるところ低生産性を理由に中小経営を淘汰し、内外の不況で「閉塞状況」にある米日の大企業に対して、「ビジネス・チャン

スの拡大」を保障しようとするものである。

(2) 経済改革の第2の柱は、「内需型経済、知的・ 創造的活力に富む経済へ」である。もちろん ここにも、日本の貿易黒字にたいするアメリ カのしぶとい「規制緩和」・「市場開放」要求、 「内需拡大」の要求が反映されている。

まず、「規制緩和」による農業、運輸、建設、商業、サービス部門における中小経営の 淘汰。自動車・電機・鉄鋼など過剰能力をかかえた基幹部門では、国の内外にわたる大々的なリストラと人べらし「合理化」。ついで、新たな「マルチメディア、リサイクル、福祉、医療関連、生命科学関連」など「知的・創造的産業の展開」と、それを支える大々的な公共投資計画によって、「内需型経済構造への変革」をすすめる、というわけである。

要するに、そこには規制緩和とリストラ「合理化」による中小経営と労働者への犠牲転嫁を前提にした、日本独占資本の対米協調を堅持した産業構造の転換戦略がみられる。そのために「柔軟な労働市場」と称して、労働力流動化政策を一段と強めようとしている。

(3) 経済改革の第3の柱は、「少子化、高齢化社会への対応」である。すでにみた規制緩和による相対的過剰人口の国家的創出は、「少子化」による労働力人口の将来「不足」を見越した独占の労働力戦略だが、ここでは「少子化」を理由に、「高齢化社会」における社会保障制度の戦略的後退が意図されている。

すなわち、そこでは「効率的で費用の保証された社会保障制度」をつくるために、企業負担の増大は保留したまま、「租税、保険料、自己負担」の「組合せ」で、つまるところ国民負担を引上げる。他方、年金、医療、福祉、雇用等にかかわる給付支出については、「総合的福祉ビジョン」を策定して全体として切り

つめをはかる、というわけである。

こうした独占による21世紀福祉戦略の追及は、年金制度改悪、すなわち老齢年金支給年齢の65才への繰り上げ、年金額の計算の基礎を名目賃金から所得税、社会保険料を差別した「可処分」賃金に切りかえ、年金と雇用保険の失業保険との併給禁止などとして、すでに具体化が開始されている。

(4) 経済改革の第4の柱は、「世界に『自由で大きな市場』を」である。

そこではまず、すでにみた経常収支の大幅 黒字を削減する努力として、「規制緩和」・「市 場開放」、社会資本投資による「内需拡大」 が、世界、とりわけアメリカにむけて確約さ れている。

そしていまひとつ、「途上国、市場経済移行国(旧ソ連、東欧、中国、ベトナムなど)にたいする多角的支援」。これはODAの増額によって日本独占資本の海外進出、とりわけアジア進出への支援を、APEC(アジア太平洋経済協力会議)におけるアメリカとの協調をはかりながら、一段と強化するということであるう。

(5) 経済改革の第5の柱は、以上の経済改革、 政治改革をささえる「財政構造の改革と金融 資本市場の活性化」である。

「財政構造の改革」については、まず「直間 比率の見直しを内容とする税制改革」、それは 大企業の優遇税制はそのままに、所得税の累 進税率は引下げ、間接税(消費税)の引上げ による歳入確保を意図する。さらに「硬直的 な支出を改める」として、生存権によるくら しと福祉への支出を「弾力化」し、他方「重 点的効率的な歳出構造の確立」と称して、軍 事費、ODA、公共投資支出などの「聖域化」 が意図されている。(以上、その詳細は前出「行 政改革」の項を参照。)

また、「金融資本市場の活性化」では、ここでも「規制緩和」、すなわち金融資本市場の自由化が課題とされる。またとくに金融資本市場を「活性化」するために、「不良債権の処理」について、「環境整備」と称して国家的支援を示唆している点が注目される。

結びにかえて――独占の「改革」ビジョン と当面の諸政策

日本独占資本の21世紀「改革」ビジョンとされる政治改革、行政改革、経済改革について、それぞれその骨格を批判的に検討してきた。そこからは、次のことがあらためて確認されよう。第一に、これら諸「改革」ビジョンはいずれも、日本社会の政治・経済にわたる今日的「閉塞状況」を、大企業本位に打破しようとするものである。そこでは、国民の生活と権利を犠牲

築することが意図されている。 第二に、これら諸「改革」ビジョン、すなわち政治改革、行政改革、経済改革は、政府・独占も強調するように三位一体的に遂行されてきていることである。またこれら諸改革が、独占的大企業の国際的なリストラクチャリング戦略

や人べらし「合理化」とも、密接に関連してい

ることが注目されねばなるまい。

とし、平和憲法を踏みにじりながら、対米協調

下の日本独占資本の政治体制、経済体制を再構

こうした政府・独占の反動的な21世紀「改革」 ビジョンに対して、労働者・国民の側としては、 大企業の横暴な経済行動を民主的に規制し、国 民本位の日本経済再建の道を、当面する小選挙 区制・有事立法反対、所得減税と引きかえの消 費税率引上げ反対、年金改悪阻止などの闘いを とおして、憲法擁護、非核・平和、非同盟、中 立、平和、国民生活向上をめざす政治闘争とも

結合しながら、追及せねばなるまい。

政府、独占の側は、「改革」ビジョンのしかるべき部分を当面の政策として大胆に実行にうつそうとしてきている。たとえば、不況対策として公共投資430兆円計画の100兆円積み増しを提案する、不況対策としての5兆円の所得減税と引換えに消費税率引上げを内容とする「税制改革」をもちだす。政治腐敗の一掃を選挙制度の

「改革」、小選挙区制の導入にすりかえる等々。 こういう諸状況のもとでは、経済と政治の民 主的改革をめざす国民の闘いもまた、政府、独 占による当面の反動的な政策の反撃や、独占の リストラ「合理化」を反撃するたたかいと、つ ねに固く結合されねばならないだろう。

(代表理事・立命館大学名誉教授)

- バックナンバーの紹介(各1000円、送料240円)-

第10号(1993年春季号)

国境なきヨーロッパ資本主義のパラドクス 佐々木建

鼎談 今日の世界と日本経済の動向をどう見るか 第11号 (1993年夏季号)

国際的視野から見た今日の政治状況 増島 宏 特集 東アジア経済と日本の労働者

第12号(1993年秋季号)

現代の労働者階級の状態

江口英一

特集 ホワイトカラーと今日の雇用調整

各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉〈新刊紹介〉他。バックナンバーの申し込み、および定期購読の申し込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折返し、請求書、振替用紙を同封して送付します。

第13号 (1994年冬季号)

NAFTAと軍民転換に揺れるアメリカ 中本 悟 特集 激化する国際失業と日本の労働者 第14号 (1994年春季号)

社会保障をどうしようというのか 小川政亮 特集 家族・保育政策 — 国際家族年と労働者 階級

小沢戦略第二段階の狙いと矛盾 一政変劇と『日本改造計画』を読む——

上瀧 真生

1. 4月の政変劇

4月8日、政治資金問題で揺れていた細川護熙首相は、突然辞任を表明した。それから20日間、国民不在の政変劇が繰り広げられた。連立与党勢力内での主導権争い、渡辺美智雄氏担ぎ出し騒動、政策をめぐるかけひきを経て、消費税増税と北朝鮮問題を口実とした有事立法の準備を主要な内容とする政策合意が連立与党によって確認され、ようやく羽田孜氏が首相に指名されたのが25日。ところが、その直後に社会党を除く連立各党による統一会派「改新」の結成が明らかになり、これに反発した社会党が連立与党から離脱。結局、羽田新政権は、28日に少数与党政権として出発した。羽田新政権の基盤は弱く、本稿が掲載される頃には解散・総選挙という事態も生じかねない情勢である。

これら一連の動きの背後でシナリオを練っていたのが小沢一郎氏だろうということは、衆目の一致するところである。小沢氏の狙いは何だったのか、結果的に少数与党という基盤の弱い政権をつくってしまったのは何故か。本稿では、小沢戦略の見取り図である『日本改造計画』(講談社、1993年。以下、『改造計画』と略す)を読みなおすとともに、細川政権の8カ月の総括をふまえて、これからの問題を考えてみたい。

2. 『日本改造計画』に見る小沢戦略

『改造計画』によれば、日本政治の最大の問題 点はリーダーシップの欠如であり、強力なリー ダーシップを確立することこそが課題だという。 「そもそも『権力の危険性』には、それを行使 する危険性と行使しない危険性という二つの側 面がある」が、「現在の政治の閉塞状況をもたら しているのは、むしろ、権力を行使しない危険 性」(『改造計画』P.31。以下、同書からの引用は ページ数のみ示す)だというのである。

この強力なリーダーシップをつくり出す制度的枠組みの基礎は、小選挙区制の導入である。小沢氏にとって、小選挙区制はその原理からいって、強力なリーダーシップをつくり出す選挙制度である。彼は、比例代表制的原理を強力なリーダーシップの阻害要因として否定し、強力なリーダーシップのためには「多数決原理をもっと全面に出さなければならない」(P.68)とする。そのために最も有効なのが小選挙区制だという。「これほど明瞭に多数決原理の考え方を反映している選挙制度はない」(P.69) のである。

さらに小選挙区制は、小沢氏が強力なリーダーシップを確立するために必要と考える諸要素を生み出す。第1に、小選挙区制では各党が立候補者の調整をするから、各政党の選挙活動の党営化が進み「政党規律を確立する」(P.73)。そ

の帰結として「選挙戦は、……各党が政策を競うことになる。選挙戦のあり方としては理想的」 (P.69) だという。

第2に、小選挙区制では、「選挙民が均質で、それほど思想的にかけ離れていなければ」、「国の基本理念を同じくする二大政党制が確立しやすくなる」。また、「小選挙区制では、得票数の開き以上に議席数が開くので、……政権交代が起きやすくなる」という(P.69)。この互いに政権交代する「国の基本理念を同じくする二大政党制」とは、保守二大政党制を意味している。このことは、彼が「イギリスでは労働党が政権を獲得する可能性はなくなったという声もある」(P.70)として、保革の二大政党制は成り立たなくなっているという認識を示していることからもわかる。

保守二大政党制による政権交代は、小沢氏にとって強力なリーダーシップへの反発を吸収する緩衝材である。彼は権力は「強いと同時に、明確に限定されなければならない」といい、その一つの限定は「時間による限定、つまり政権交代だ」という(P.25)。

以上のように、『改造計画』に示された小沢戦略では、小選挙区制とそのうえで具体的な政策にもとづく党営選挙によって政権を争う保守二大政党制こそが強力なリーダーシップを確立する制度的な枠組みなのである。

そこでつくり出される強力なリーダーシップは、まずなによりも「安全保障」のための、すなわち軍事面での「国際貢献」のためのものである。彼の出発点は、湾岸戦争の「苦い教訓」(P.33)である。湾岸戦争では、人的に「一人前の国家として国際的な安全保障に協力できず、資金提供だけでお茶を濁そうとする」ために、「日本はどんなにカネを出しても尊敬されない」(P.36) 状況になってしまったという。

彼の主張では、「資源小国の日本」が必要とする「自由な貿易は安全保障、政治、経済の各分野で国際秩序が保たれていなければ成り立たない」。だから、「日本はどんな努力をしても国際社会の平和と安定と自由を維持しなければならない立場である」(P.103)。従って「普通の国」として「国際社会において当然とされていること」、すなわち「安全保障を国際貢献の対象分野から除外することなど許されるわけがない」のであり、「安全保障の面でも自らの責任において自らにふさわしい貢献ができるよう、体制を整えなければならない」(P.104)ということになる。

この場合、「国際貢献」の中心は、アメリカ政府の要求に応えることである。小沢氏は、「私の一つの信念は、アメリカとの緊密な同盟関係を堅持すること」と明言している(P.33)。そして、そのアメリカが「国連主導の新世界秩序システムの構築を考えている」(P.116)という認識のもとに、日本の軍事的行動を「国連中心主義の実践」(P.127)の名目で正当化しようとする。憲法第9条に新たに第3項を加えて、自衛隊に国連のもとに行動する軍隊という性格づけを与えるという明文改憲論(P.123~P.124)も、この文脈で提起されている。また、この軍事面での「国際貢献」のための国内体制づくりの一環として「危機管理体制」=有事立法体制も主張される(P.93~P.94)。

強力なリーダーシップは、軍事面でのアメリカへの協力のためだけのものではない。経済面でのアメリカへの協力とそのもとでの日本金融資本の新たな蓄積の枠組みづくりのためにも必要である。

『改造計画』は、経済面での改革の内容を①東 京からの自由、②企業からの自由、③働きすぎ からの自由、④年齢と性別からの自由、⑤規制

からの自由という「五つの自由」に集約している (P.185~P.186)が、それぞれの内容は、以下のように、アメリカの要求に応えながら、日本の金融資本に新たな蓄積の枠組みを与えようとするものである。

「東京からの自由」は、情報ネットワークと高速交通網、および住宅と生活関連の社会資本整備を中心とする公共事業計画を内容としている(P.188~P.205)。これは、アメリカの要求する公共投資拡大に応えるものである。

「企業からの自由」は、日本の労働者の企業への従属の強さに対する反発を巧みに利用しながら、労働力の新たな流動化のために「終身雇用」などの日本的労資関係の見直しを提起する(P. 206~P.218)。

「働きすぎからの自由」は、とくにホワイトカラー労働者の労働強化と引き換えにして、労働時間の短縮をめざすものである (P.219~P. 228)。

「年齢と性別からの自由」は、人口高齢化に対応する高齢者と女性の新たな労働力配置や能力主義賃金制度の提案である(P.229~P.242)。これらは、アメリカをはじめとする各国から要求されている日本資本の異常な国際競争力の抑制に応えるものであると同時に、日本資本の海外進出や国内の労働力構成の変化に対応するものである。

「規制からの自由」は、細川前首相の私的諮問機関である経済改革研究会(平岩研究会)が示した「経済的な規制は『原則自由』に」し、「社会的規制は『自己責任』を原則に最小限に」するという規制緩和論(中間報告「規制緩和について」1993年11月8日)を先取りした内容である(P.243~P.250)。規制緩和論は、アメリカからの要求に応えるものであると同時に、後追い型の資本主義から新たな蓄積基盤創出型の資本

主義へと日本資本主義を変革するという狙いを 掲げている。そこでは、新たな蓄積基盤創出に ともなうリスクを個々の資本や労働者が引き受 けることが求められている(中谷巖、大田弘子 『経済改革のビジョン「平岩レポート」を超え て』東洋経済新報社、1994年、参照)。

さらに、これらの経済的改革の財政的な基礎として消費税率を10%に引き上げることが提起される。消費税増税による増収分の使途は、所得税・住民税および法人税の減税財源のほか、公共投資および「国際貢献」の経費である(P. 214~P.218)。

以上のように、『改造計画』では強力なリーダーシップは、軍事面でのアメリカへの協力と経済面でのアメリカへの協力、そのもとでの日本の金融資本の利益を守る新しい枠組みをつくりだすために必要とされているのである。

3. 小沢戦略からみた細川政権の8カ月

以上の『日本改造計画』に示された小沢戦略からみた場合、細川政権の8カ月はどのように評価されるのだろうか。

小沢戦略からみた細川政権の一つの成果は、 小選挙区制を導入したことであろう。歴代自民 党政権がいくたびも挑戦して果たせなかったこ とを、細川政権は「政治改革」という名目でや りとげてしまった。

小沢戦略からみた細川政権のもう一つの成果は、社会党を完全な保守政党にし、日本共産党を除く総保守体制を実現したという点であろう。社会党は、連立政権の与党としての立場を得ることによって、1980年の「社公合意」以来すすんできた保守政党化を完成させた。非自民の連立政権樹立とその維持のためという名目で、長年反対してきた小選挙区制の導入に賛成し、コメ自由化にも賛成し、細川首相辞任表明後の政

策協議では消費税増税や北朝鮮問題を口実にした有事立法、さらには集団的自衛権行使にまで進みかねない政策文書に合意してしまった。連立離脱後も社会党は、この政策合意を公約であると明言し、さらに自民党との連携と連立政権への復帰と両方を模索するなど、その保守政党化が完成の域に到達したことを示している。

以上の小選挙区制の導入と日本共産党を除く総保守体制の実現は、小沢戦略からみれば、強力なリーダーシップづくりの第一段階として評価できるであろう。しかしそれはあくまで第一段階にすぎない。なぜならば、それは保守二大政党制に結実していないからである。細川政権はあくまで連立政権であり、一枚岩の政党を基盤にしているのではなかった。しかもこの連立は、総保守政党化したとはいえ、容易に解決できない対立を内部に含みこんでもいた。

連立政権は、アメリカへの協力を最優先させ るという点では一致している。しかしその実現 のための手法については、これまでの日本政治 が前提にしてきた憲法第9条の解釈(自衛隊の 存在は認めるが、海外派兵や集団的自衛権の行 使には踏み込まない) や各業界団体や協調的労 働組合などへの利益配分のしくみを前提に漸進 的にすすめようとするグループとこれらのしく みを破壊することも辞さずにラディカルに実現 しようとするグループとが対立している。連立 政権の外にある自民党の中にも同様の対立が存 在する。しかも、軍事面での手法と経済面での 手法とが必ずしも一致していない(例えば、さ きがけは軍事面では漸進的だが、経済面ではラ ディカルである)。このことが事態をさらに複雑 にしている。これがいわゆる「ねじれ現象」の 真相である。

この「ねじれ現象」のなかで細川政権は、具体的な政策を実行しようとするたびに政権内部

の対立が表面化し、意志決定ができなかったり、できても遅れたりする事態を繰り返した。コメ 自由化受け入れをめぐる紛糾、減税と増税をめ ぐる予算編成過程の混乱、国民福祉税構想の挫 折などである。こうした事態は、どちらかとい えば軍事面でのラディカルな改革を優先し、強 力なリーダーシップを志向する小沢氏にとって 容認しがたい事態だったと考えられる。また、 国民福祉税構想の挫折によってアメリカ政府を 満足させるような景気拡大策を準備できずに日 米首脳会談が決裂したことを、アメリカとの協 調を第一に考える小沢氏は深刻に受け止めたで あろう。

ここから、保守二大政党制実現にむけた小沢 戦略の第二段階が出発する。この第二段階は、 二つの方向で進められた。一つは、連立政権の 内部で軍事面でのラディカルなグループが主導 権をとって政策実現の手法も含めた具体的なレ べルでの政策的一致を広げ、その一致点を基礎 に新党を結成する、またはそこに至らなくとも 国会内の統一会派や政策合意で連立に参加して いる勢力を縛ろうとする方向である。もう一つ は、自民党内部のラディカルなグループの自民 党からの離党を促してこれを糾合し、同時に連 立政権内部の漸進的グループを排除して、「ねじ れ現象」を解消し、保守二大政党制には至らな くとも、そのグループだけでも統一しようとす る方向である。

細川前首相の退陣表明後の政変劇は、こうした小沢戦略の第二段階における二つの方向の絡み合いのなかで生じた事態である。

4. 小沢戦略の矛盾

4月の政変劇は、最終的には社会党とさきが けの連立からの離脱、少数与党による羽田新政 権の発足に帰結し、連立に残った日本新党や民

社党の中にも内部対立をもたらす結果となった。 その背景には、前述したように、日本共産党を 除く総保守政党化の中での諸グループの対立が ある。また、その直接的な契機は、小沢戦略の 強引な推進であったといわれている。しかしそ れだけではなくて、より根本的には小沢戦略が 抱えている矛盾にもとづいている。

一つの矛盾は、小沢戦略において「国際貢献」 とはなによりもアメリカ政府の要求に応えるこ とであるが、国際社会はアメリカ政府とは同一 ではないということである。現状では、この矛 盾は国連の位置づけをめぐって明らかになりつ つある。

小沢氏は、アメリカ政府が国連のもとでの行動をしようとしているという認識をもとに、日本の軍事行動を国連の名によって正当化しようとしてきた。しかし現実には、ソマリアにおけるアメリカ軍主体の国連 PKO 活動の失敗以後、アメリカ政府は国連とは距離をおいた独自の軍事行動や国連のもとでの活動でもアメリカ軍が独自の指揮権を保持することに重点を移している。5月5日にアメリカ政府が公表した国連 PKOへの関与を限定する新政策は、こうした国連との関係の変化を定式化したものである。

このような状況のもとで、アメリカ政府の要求に応えることを優先させようとすれば、自衛隊が国連のお墨つきのないところでもアメリカ軍との協調行動をとれるような枠組みを準備する必要がある。小沢戦略は修正を迫られている。羽田政権が連立与党の政策合意をうけて北朝鮮問題を口実に米・日・韓の集団的自衛権行使へも踏み出そうとしているのは、この修正をめざしたものである。しかし、国連という隠れみのを失ったうえでのむき出しのアメリカ軍との軍事行動は、それだけ強い国民の反発を受けざる

をえない。

もう一つの矛盾は、小沢戦略のめざす経済改 革は日本金融資本の担い手を除く国民各層の利 益と相容れないということである。小沢戦略が 提起する規制緩和や日本的労資関係の見直しや 消費税増税は、これまで自民党政権とその補完 勢力が支持を獲得してきた基盤である各業界団 体や協調的労働組合の個別的利益をも犠牲にし て、新しい蓄積基盤をつくろうとするものであ る。だから小沢戦略を強行すれば、従来の保守 勢力やその補完勢力の支持基盤からも反発が生 じることになる。

さらに小沢氏の経済改革戦略の最大の弱点は、 日本経済の未来像を描ききれていない点にある。 規制緩和でどのような産業を国内につくるのか が、何も明らかにされていない。行き先を知ら さないままに、リスクの分担だけを迫るのでは、 国民を納得させることはできない。

これらの矛盾をかかえた小沢戦略を強行しようとすれば、軍事面でも経済面でも国民各層の 反発を招き、また、その反発を危惧する保守勢力内部の漸進的グループの反発を招く結果となる。これが、羽田新政権が少数与党として出発せざるをえなくなったことの基本的な要因である。しかし、他方でこのような反発が強くなればなるほど、保守勢力内部のラディカルなグループは、強力なリーダーシップを求める小沢戦略を強行しようとするだろう。

この状況のなかで、階級的労働組合をはじめ とする諸階層の組織が国民各層の反発と要求を 新しい革新的政策を求める運動のなかにどのよ うにして汲みあげ、位置づけていくかが課題と なっている。

> (1994年5月29日脱稿) (会員・流通科学大学助教授)

コメ市場開放、決断の構図

大須 真治

1. コメ市場開放、決断のあらすじ

広く流布しているコメ市場開放をすすめる論 理の情景の一つは、およそ次のようなものであ ろう。

まず、コメ市場開放に反対しているのは誰か というと、それは農民だということになる。と りわけ農民のなかでも零細経営のものあるいは 兼業農家が特に強く反対しているというのであ る。なぜなら彼らこそがこれまで過保護農政の 下で大きな恩恵を享受してきたからであり、保 護からはずされることで強烈な打撃を受けるこ ととなるからである。これに対して同じ農家で も大規模農家は競争力もあり、市場開放の打撃 もそれほどすごくないので反対もそれほど激し いものではないというのである。

一方、消費者については、過保護農政の下でコスト引き下げの努力もあまりしないような農家のつくる高い米を食べさせられてきたので、外国から安い米の入ってくるのを心待ちにしており、コメの市場開放には大賛成するだろういうのである。

話の流れは、およそこのようなものであるが、 本当にそんなことが言われているのだろうかと 疑われる人も居られるかもしれないので、この あらすじを最近の新聞報道であとづけてみよう。

「この一年これからの一年」(『朝日新聞』93年

12月30日)で東京・経済部長の権藤満氏は「コメ農家にはショックを与えたが、コメ市場の部分開放を受け入れた連立政権の93年の決断は妥当なものだったと思う」と述べている。市場開放がコメ農家に不利益をもたらし、それ以外の人に利益をもたらすものであることを明確に述べている。それならば、ここで考えられているコメ農家とは一体どのような農家なのであろうか。それは「総農家数の7割を占め、コメの収穫量の半分以上を生産する第二種兼業農家」であるとされ、その性格は次のようなものとされている。

「食管制度や補助金農政の恩恵を最も享受してきたのが二種兼業農家だ、といわれている。コメを出荷すればある程度の収入が保証され、補助金や助成金も専業農家と大きな差がなかったからだ」。(「コメ部分開放、週末農家"の胸中は」『朝日新聞』93年12月9日)。

この二種兼業農家が市場開放のもたらす打撃をもっとも強く受けるものとみなされている。 再び権藤満氏は「コメの55年体制」(『朝日新聞』 93年12月12日)で次のように述べている。「政治 の55年体制は生産者米価をほぼ一貫して引き上 げ、コメの55年体制を維持してきた」。「コメだ けが保護に甘んじ続けるわけにはいくまい。プ ロのコメ農家をどう育て、農家と消費者がその 成果を分ちあえるようになるのかどうか、農政

の力量が問われている」と。

要するにコメ生産が過保護農政の下に置かれてきたために、プロの経営感覚に欠ける第二種 兼業農家を中心にコメ生産が行なわれてきた、 そのためにコストの高いコメ生産が温存されて きたというのである。

消費者は長年にわたってこの高いコメを買わ されてきたのであり、市場開放は外国から安い 米を手に入れ、国内のコメ価格を引き下げ、コ メ生産農家間の競争を激化させて、プロ感覚の ない農家をコメの生産場面から排除するまたと ない機会をもたらすこととなるのである。これ によってコストの低いコメ生産を実現できると いうこととなる。

こうした意味を持つコメ市場開放に消費者は 当然賛成するはずであるというのが先の論理の いきつくところとなる。そうならなければなら なかったのである。

ところが現実はそうはいかなかった。93年12 月12日『朝日新聞』夕刊は「コメ開放、消費者 団体なぜ反対?」という記事をのせている。そ の中で元サラリーマン新党代表の青木茂氏が語 るところをみよう。

「消費者団体が消費者を代表しているとすると、ほぼすべての団体が反対という状況は、理解できない」。「消費者団体には労農提携という古いイデオロギーが残っているのではないか。こうした考え方が、農家保護政策をとってきた政府に都合よく利用されている。もっと時代に合った、消費者本位の考え方をする団体がないものか」。

市場開放に賛成するのが消費者本位の考え方であるというのが青木氏の考えるところであるらしい。

このように市場開放をすすめる論理をたどってみて、最後に行きつくべきはずの点で現実と

反してしまうこととなる。それにはそれなりの 理由があるように思われる。それはこの論理自 体が大きな事実の誤認や、一面的な誇張にもと づいているからである。もちろん個々の点で問 題にすべきところも多々あるが、さし当り論理 の筋道の根幹にかかわることについてのみここ で吟味しておくこととしよう。

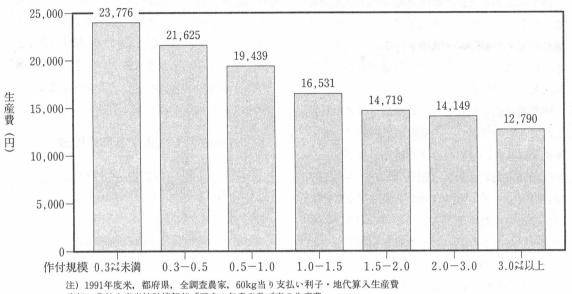
2. 規模拡大を阻害する市場開放

吟味すべき第1の点は、コメ市場開放で第1 に困るのは農民、とりわけ零細な農民なのだろうかということである。

たしかに市場開放は国内米価の低下をもたらすであろうから、コメ生産費の高い農家の方が価格低下の影響をより早く、より強く受けることになるであろう。図1に見られるように、生産費の比較を行なってみれば、0.3 元未満の零細な農家の生産費がもっとも高くなっており、3 以上のそれの2倍近くになっている。この限りではコメ価格の低下に対して零細農家がもっとも弱い部分としてあることはまちがいない。しかも水稲収穫面積0.5 元未満の零細なコメ農家は収穫農家の52.2%を占め(表1)、日本のコメ生産の過半はこの農家層によって担われているのである。

ところがコメの売渡数量でみるとこの零細農家の占める比率はわずか11.7%にしか過ぎない(表2)。52%の農家が売渡し数量では12%弱の比率しか占めていないのである。なぜそうなるかというと、この零細農家はその多くがコメの売り渡しを行なっていないか、行なっていたとしてもわずかな部分しか行なっていないからである。0.5 試未満の作付農家で売り渡しを行なっている農家は56%でしかないが、0.5 以上を作付けている農家では95%以上の農家が米の売り渡しを行なっているのである(表3)。

义 1 水稲の作付規模別生産費(60kg)の比較



資料:農林水産省統計情報部「平成4年産米及び麦の生産費」

水稲の収穫面積規模別収穫農家数 表 1

(販売農家・都府県)

						(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	計	0.5%未満	0.5-1.0	1.0-2.0	2.0-3.0	3.0-5.0	5.0%以上
実数 (1,000戸)	2,533	1,323	737	361	78	29	6
構成比 (%)	100.0	52.2	29.1	14.3	3.1	1.1	0.2

資料:農林水産省統計情報部「1990年世界農林業センサス」

作付面積階層別米の売渡数量(1992年産米)

作付面積階層	0.5%未満	0.5-1.07-1	1.0-1.59-1	1.5-5.09-2	5.0%以上	合計
売渡数量 (1,000°)	764	1,561	1,160	2,428	636	6,549
構成比(%)	11.7	23.8	17.7	37.1	9.7	100.0

資料:食糧庁長官官房調査課「米穀生産者の階層別売渡状況調査」

作付面積階層別作付・売渡生産者数及び比(1992年産米)

	0.5紀未満	0.5-1.5%	1.5%以上
A作付生産者 (1,000戸)	1700	936	272
B売渡生産者 (1,000戸)	952	904	270
B/A (%)	56.0	96.6	99.3

資料:食糧庁長官官房調査課「米穀生産者の階層別売渡状況調査」

表 4 A 稲作一位複合経営の作付規模別農業所得等の比較(都府県・1991年)

	農業所得	農外所得	農家所得	農家粗収益	農業所得率	稲作収入
Na C	(1,000円)	(1,000円)	(1,000円)	(1,000円)	(%)	(1,000円)
平均	973.1	5,506.2	6,479.3	2,616.5	37.2	1,509.0
0.5%未満	42.7	5,834.1	5,876.8	744.8	5.7	465.9
0.5-1.0	601.5	5,600.7	6,202.2	1,857.8	32.4	1,035.0
1.0-1.5	1,128.6	6,078.5	7,207.1	3,037.8	37.2	1,738.9
1.5-2.0	2,015.3	4,975.3	6,990.6	4,592.9	43.9	2,683.7
2.0元以上	4,117.2	3,793.8	7,911.0	8,909.4	46.2	5,147.7

資料: 農林水産省「農家の形態別にみた農家経済」

表4 B 稲作収入が20%減少した場合の試算

	稲作収入 (1,000円)	農業粗収益 (1,000円)	農業所得 (1,000円)	農家所得 (1,000円)	農家所得の変化
平均	1,207.2	2,314.7	861.1	6,367.3	98.3
0.5紀未満	372.7	651.6	37.1	5,871.2	99.9
0.5-1.0	828.0	1,650.8	534.9	6,135.6	98.9
1.0-1.5	1,391.1	2,690.0	1,000.7	7,079.2	98.2
1.5-2.0	2,147.0	4,056.2	1,780.7	6,756.0	96.6
2.0元以上	4,118.2	7,879.9	3,640.5	7,434.3	94.0

表4Aより作成

零細なコメ農家の多くはコメの販売を行なっていないか、行なっていたとしてもそれは収穫量のごく一部でしかない。コメ生産の実態がそうであるとすれば、コメ価格の低下はこれらの農家にはそれほど大きな影響を与えないこととなる。もともと売ってないコメの価格が上がろうと下がろうと、直接的な点だけを考えれば農家経済には何の関係もないといって良いであろう。だからコメ価格の低下によって一番影響を受けるのは零細農家だというのは事実に合わないことになる。

1991年度の農家経済調査にもとづいて、他の 条件に変化がなかったことを前提に、稲作収入 が減少した場合、作付面積規模別に農家所得に どの程度の影響が出るかを試算してみたのが(表 4)である。米価が20%低下し、稲作収入が20 %減少したことを想定してみる(表 4 B)と、0.5 総未満の農家では農業所得は4万2千円から3 万7千円に減少し、農家所得は5,877千円から5,871千円に減少する。それは農家所得0.1%の減ということになる。2 %以上の農家について見ると、稲作収入は5,147千円から4,118千円になり、農家所得は7,911千円から7,434千円に減少し、その減少率は6.0%となる。作付面積規模の大きな農家の方が小さな農家よりも米価下落の影響をまともに受けることとなるのである。このことはコメ市場開放をすすめようとする論理が、市場開放によって生じると予想されている事態と大きく異なった結果になることを意味している。

1993年12月14日『朝日新聞』の「社説」は次のように述べている。

「私たちは、この市場開放によって、日本の稲 作農業が衰退に向かうのではなく、農家の創意 と活力を生かし、若者が明日を託せるものに再 生させることができると考える」。「市場開放が

事実上決まった今、早急に着手しなければなら 表5 各種コメ価格 (10kg当り・円) ない課題は、国内農家の大部分にかかわる稲作 の強化である」。「その基本思想は農業に『経営 感覚』を吹き込むことにある。稲作でいえば、 15万戸の大規模経営農家と2万の経営体で80% のコメ生産を担うというものだ。これには、現 在は1戸当り1元以下の水田面積を10~20元に 集約する大規模化が必要となる。コメの生産コ ストは、これによって約半分に低下するとい う」。

この「社説」が言うように規模拡大によって コメの生産コストを半減させることを本当に希 望するならば、その人はコメの市場開放に反対 しなければならなかったのである。なぜなら市 場開放はコメ価格を押し下げ、コメの価格低下 は大規模農家を直撃するものだからである。

ところが事実はまったく逆で大規模化やコス ト削除が市場開放の理由の一つとされているの である。なぜそうなるのか、にわかには理解し がたいところである。ただ考えられることして は、コメ生産の実態についてあまり知らない人 が勝手に考えだしたということがありえる。コ メ生産農家の大部分が兼業化している今日では、 米価の低落はプロ感覚をもってコメ農業をいと なんでいる農家に対してむしろ強いショックを 与えるようなっているのである。この事実を知 らない人が市場開放すれば大規模化が実現でき ると勝手に信じているに過ぎないということは 十分ありえることといえよう。その事を十分承 知していながら、市場開放が規模拡大につなが るとあえて主張する人がいるとすれば、その人 は市場開放をなにがなんでも実現させたいがた めに知らない人をあざむいているに過ぎないと しか言いようがない。いずれであるかは定かで はないが、いずれであるにせよ言っていること と、やっていることとの関係については十分な

国内産米小売価格(食糧庁・94	4年2月末調査)
「特」	6,365
r.E.J	5,791
「中」	5,472
特定標準価格米	4,423
外国産米 (94年3月17日, 18日	調査)
米国産	4,283
中国産	4,136
オーストラリア産	4,230
タイ産	2,989

吟味を行ない、事実の点検を慎重に行なってい くことが必要であろう。それを怠ればまやかし の論理に導かれて、誤った決断をする危険はど こにでも横たわっているのである。

3. 消費者がのぞまないことのために 行なわれる市場開放

論理の筋道の上で根本的な問題となるもう一 つの点についてふれておくこととしよう。消費 者は長年の間、日本の高い米を買わされてきて おり、それが消費者にとって大きな問題になっ ているという点についてである。だれも買うも のは高いより安い方が良いに決まっているから、 コメももっと安くなることをのぞむのは当然の ことであろう。問題は、高いより安い方が良い というような程度のことではなく、日本の米は 高くてかなわない、どうしてもがまんできない、 というような切実さで日本のコメ価格の高さが 消費者の意識にのぼっていたかどうかというこ とである。

そこでまず、消費者は一体どのくらいのお金 をコメに支払っているのかを見てみよう。総務 庁の「家計調査」によれば1992年に勤労者世帯 がうるち米の購入に当てた金額は59,507円で、 購入量は117.03kgであった。これは年間の消費

支出額4,233,840円の1.41%である。1ヶ月でみると米類支出金額は5,002円でこれは消費支出352,820円の1.42%である。勤労者世帯がコメに支出している金額は、消費支出金額の1.4%程度である。これでも高いといっていえないことはないが、他にも高いものがいくらでもあるなかで、あえてコメだけを取り上げて"高い、高い"というほどのものではないであろう。総理府が93年11月に行なった「食生活・農村の役割に関する世論調査」でも食料の安定的確保のための政策として77.4%の人が、「国内で生産できるものは、生産性の向上を図りつつ、できるかぎり国内で生産する」と回答しており、安ければ外国から輸入すれば良いという考え方には立っていないことが明らかになっている。

さらにこれを裏付けるような事態が発生した。 緊急輸入として外国から安い米が入ってきたの である。その価格は表 5 に示したように10kg当 りで国内産米の価格より1,000円以上も安いもの であった。消費者が国内産米の高さにとことん 悩まされていたとすれば、この安い輸入米に飛 びついたはずであった。ところが現実に起った ことはこれと逆のことであった。消費者は安い 輸入米を避けて、高い国産米に殺到したのであ る。この行動は、消費者にとって国内産米の高 さが第一義的な問題にはなっていなかったこと を如実に示している。消費者はコメならば、と もかく安ければ良いという考えは持っていなか ったし、事実としてそのような選択も行なわな かったのである。

この事態を見てジャーナリストの黒川宣之氏は「『米国民は味や鮮度が落ちても、値段が半分ならそちらを買う。日本人は値段が倍でも味や見ばえがよいほうを選ぶ』。食べ物の品質にこだわるのは消費者として当然のことだが、行列の多くが輸入米の味見さえしてないらしいのには

驚いた。コメ鎖国が生んだ『外米はまずくて危険』という神話に踊らされた、食わずきらいのコメ不足騒ぎの面もある」。(94年4月1日付『朝日新聞』)と述べている。米国民がみな黒川氏のいうような行動をとるのかどうか疑わしいが、例えそうであったとしても日本国民が米国民と同じ行動をとらなければならないということもないであろう。黒川氏にとっては、日本国民が彼の思った通りに行動をとらなかったのはなんとも歯がゆい事態であったのかもしれない。

4. 決断の妥当性……

あらためてここで、コメ市場開放の決断は妥 当なものであったのかどうか考えてみるべきで あろう。

コメ生産との関係でいえば市場開放の決断は、 コメ生産の大規模化には逆行するものであった。 大規模化を実現しようとするならば、すくなく とも現在5~6 気規模の経営を行なっており、 今後さらに規模拡大の意欲を持っている農家層 が安心して追加投資のできるような安定的な経 営基盤をつくりあげていかなければならないの である。その安定的な経営基盤をつくりあげる 一つの要素として安定した米収入の見通しは不 可欠であろう。そのためにはむしろコメ市場開 放に反対し、安定した生産者米価を実現できる 制度を確立していくことの方がむしろ妥当な決 断といえよう。コメ市場開放によって規模拡大 をはかろうというのは言っていることとやって いることがまったく矛盾していることを意味し ているのである。

消費者との関係でいえば、コメ市場開放の決断は消費者が望んでもいないことを勝手に望んでいると錯覚したうえでの決断であった。あるいは錯覚したふりをした上での決断ともいえよう消費者が第一に問題にしていたのは国内産米

価格が高いことではなかったのである。

以上のようにコメ市場開放の決断は実現目標 と実現手段の不整合、そして実態のとりちがえ の上に行なわれたものであった。そこからはこ の決断を妥当とみなす根拠は一つも出てこない。

この妥当性を欠く決断を放置しておくならば、 農家も消費者もそして国民の多くが将来大変な 損害をこうむることは必定であろう。

(会員・中央大学教授)



JAPANESE STYLE INDUSTRIAL RELATIONS and PERSONNEL APPRAISAL

Shin-ichiro Kimoto

I. Preface

II. The Stereotypical "Three Pillar Theory" of "Japanese Style Industrial Relations"

労働総研ジャーナル(英文) 6号発刊

第6号は、木元進一郎論文『日本的労使関係 と人事考課』です。

年4回発行。希望者には、年2,000円で頒布。



G7雇用会議はなにを示したか

内山 昂

1994年3月14~15日にアメリカのデトロイトでG7(欧州連合代表を含む)雇用会議が開催された。雇用会議は、当初予定されていた「共同声明」を発表することもなく、代わりにアメリカのベンツェン財務長官がステートメントを発表し会議を終了した。以下ステートメント(以下「発表」という)を中心に簡単に内容に触れてみることとする。

発達した資本主義国で失業が10%台に増大し、 深刻な様相を呈していることは既に明らかである。「発表」でも「我々諸国が雇用問題を深刻に 捉えている」との認識を示している。が、その ために何を話合ったのかが問題である。

「発表」によれば、「G 7 諸国及び欧州連合の代表は、我々の経済における失業の削減及び雇用の創出に関して話し合うユニークな機会を持った。それは、不毛な環境の中で議論を行なう学者の集団ではなかった。それは、利子率や経済への刺激等について話し合うこれまでのG 7 会合のようなものでもなかった。それは、雇用創出政策に責任を有する人々であった。……我々は、何がうまく行き、何がうまく行かなかったかに関して大変率直な討議を行なった。」としている。そこには不遜とも言える過信が現われているし、同時に雇用創出政策に関しての成果らしきものとして「大変率直な討議を行なった」としているが、「『世界の雇用問題』を討議した

際、我々の経済における雇用創出率に誰も満足していないことは明らかであった。賃金の上昇を伴いつつ質の高い雇用を創出し、根強く高水準にある失業を低下させることは共通の課題である」。結局全体的に観たとき"うまく行ってない"ことを告白しているといえる。この事にかかわって「発表」は、重要な指摘を行なっている。

「我々は巨大な変化に直面しており、各国の国 民が変化に対して不安を感じることは全く自然 なものであると言わせて頂きたい。閣僚達は、 我々が恐怖ではなく希望の選択肢を提示しなけ ればならないことで一致した。」とし、発達した 資本主義国の国民が経済・政治の両現局面に"不 安を感じる"のは当然だとして、それが"恐怖 にまで進ませないために「希望の選択肢を提示」 する"としている。

「ソ連」型経済が破綻をきたした時、資本主義 経済を謳歌した人々が、いま資本主義経済が危機的状態にあることを告白し、国民が恐怖に陥る事を回避するために「希望の選択肢」の提起を余儀なくされている。では「希望の選択肢」は、有効で具体的に提起されているのであろうか。それは無い。大資本本位の経済政策を押し進めるG7の「何がうまく行く」ことを知っている「雇用創出政策に責任を有する人々」にそれを求めることは、困難と言うより不可能であ

国際・国内動向

ろう。資本主義の持つ「基本矛盾」に触れることなく真の「希望の選択肢」を提起することはできない。勿論階級闘争の力関係によって労働者等の労働条件・生活を改善することは出来るし、そのために経済民主主義、大資本の民主的規制等の課題を掲げて闘わなければならないのは当然の事といえる。

G7雇用会議は、それでもあれこれの言い訳 や、彼らにとって必要な政策提起はしている。 「発表」は「我々の問題には類似点があるが、 原因は必ずしも同じではない。」、「我々は、財 務、労働、産業及び社会問題担当の各省庁の視 点から本問題を捉えた。」、「我々は雇用創出にお ける民間部門の基本的な役割を認識した。また、 我々は全ての国に有効な単一の解決策、単一の 発想あるいは行動は存在しないとの見解で一致 した。」としている。このことは一つ一つ観れば 当たり前のことではあるが、以上を前提に繋げ てみると彼らは「異なる経済及び社会において、 構造改革は、我々の労働市場及び雇用制度を変 化に対して遙かに適応性のあるものにすること ができる。我々は、障壁を除去し、我々の市場 を強化する政策を、慎重に、且つ我々自身の方 法で執っていく必要がある。労働市場のニーズ を積極的に予測し、それに応えていくことは、 変化がもたらす挑戦への対応に役立ちうるもの である。」と言うことになる。

この会議が、日米包括経済協議が物別れとなった後のものであること等を考えると、会議参加各国の政府・資本相互の矛盾の深まりを示していると言える。が、「構造改革」こそが、あの「変化」がもたらす国民の不安への「対応に役立ちうるもの」との認識で一致している。なんのことはない「リストラ」、労働力の流動化の一層の促進ではないか。彼らは、それが労働者等にもたらすであろう影響の大きさを承知してい

るから「慎重に、且つ我々自身の方法で」としている。それぞれの国における階級闘争の力関係に応じて、独自に多少の変化は与えつつ進めるということなのであろう。

労働力流動化について、「失業状態のままに政 府等の補助に依存することよりも、仕事をより 魅力的なものとなるようにすることが重要であ る。また、失業者あるいは未熟練技能者に対し て就労機会を開くことも重要である。また、我々 は、未熟練技能者のための雇用をより公平な報 酬を維持しつつ拡大方途を検討する必要がある。」 とし職業訓練についても簡単にふれている。し かし、重要なのは労働者の失業時に労働者に直 接に給付される「失業給付」については否定的 で、「仕事をより魅力的なもの」とすることと同 時に「我々は高度な訓練と教育を受けた労働者 を望み通りに誕生させることはできるが、産業 界にこれらの人々のための雇用が存在する状況 を作り出さない限り、意味をなさない。また、 中小企業が、その雇用創出能力故に支援され る」、つまり「失業給付」でなく資本に対する補 助・援助・支援の体系である日本で現に行なわ れている構造政策、労働力政策と同り方向を示 している。

そのなかで注目すべきことは、"未熟練技能者の雇用を公平な報酬を維持しつつ拡大"するとしていることである。彼らが前段で述べた「賃金の上昇を伴いつつ質の高い雇用」とは明らかに異なっている。技術革新の急速な進行のなかで技能労働者の変化は急速であるし量的にも拡大している。

未熟練労働者の雇用を "公平な報酬で拡大"では、賃金は「公平な報酬」となり、質の高い雇用は事実上抹消され「不安定雇用労働者」の増大を認め、進めるものとなっている。日本政府が現在推進している「産業雇用の高度化」政

策と同体系のもとにあると言える。(性)

しかし議長国であるアメリカは、日本の言いなりになっているわけではない。"国際経済における雇用機会の創造"のなかで「我々はマクロ経済政策及びミクロ経済政策がどのように相互に補完し合うことができるかについて焦点を当てた。労働・社会政策における構造改革は、成長を促進する健全なマクロ経済政策に裏打ちされるのであればより成果をあげるであろう。」としている。

一見なんでもないもののようであるが、名指しこそしてないがアメリカが日本にマクロ経済政策の強化をせまっていることは明らかである。それは日米経済協議で日本の減税政策を柱としたマクロ政策を不十分としてアメリカが強い不満を明らかにし会談物別れの一因となったことでも説明できる。対米従属のもとで、サミットも睨んで日本国政府が長い不況と急速な円高のもとでもこれに応えるべく経済政策の再構築を余儀なくされているがそれは労働者・国民に堪え難い苦痛を強いるものとなっている。(性)

「発表」は、開発途上国についてもふれている。これらの地域で生起している「成長に我々全てが関わりを有していることを認識した。そ

れは雇用創出の貴重な源泉となりうる。商業投資制度及び国際開発機関を通じて我々がこれら諸国に対する投資の流れを促進しうる以上、我々は皆利益を受けることができる。」G7にとって利益になるかぎり重視して投資を続けると言うことしか意味しない。その反語も当然に成立する。わが国のODAもその一端をになっていると言える。それは開発途上国の自主独立の発展を援助すると言う性質のものではない。

「雇用サミット」は、結局国際的大独占資本の 矛盾の激化を協調により多少とも改善を願って 開催されたが、それは不成功に終わった。だが、 それは国際的規模・視野から労働者・国民に対 する搾取と収奪政策の協調・強化を否定するも のではない。労働者、労働組合運動にとって国 際連帯とその活動がますます重要になってきて いることを「雇用サミット」は教えてくれてい ると言える。

(注)以下の論文を参考にされたい。

労働総研クォータリーNo.13「現在の雇用・失業情勢 と労働力政策について」(内山昂)

労働運動1994年2月号「今日の人べらし『合理化』 攻撃と終身雇用制」(牧野富夫)および「労働力流動 化図る細川内閣の危険」(内山昂)

(常任理事)

- 前号 (No.14) の訂正とお詫び-

英文目次で

Introduction of New Publications の中の、"To Create Welfare-oriented Cities" by Junichi Ohsawa and Toshihiro Kamikake の筆者は、岡崎祐司(Yuji Okazaki)氏です。

お詫びして、訂正いたします。

国連女子差別撤廃委員会における日本政府レポートの審査について

浅倉 むつ子

女子差別撤廃条約の批准国は、1994年2月現在で131か国になった。この条約を批准した国は、批准後1年以内に第1次レポートを、その後は4年毎に定期レポートを、国連の女子差別撤廃委員会(Committee on the Elimination of Discrimination against Women—CEDAWと略される)に提出することを義務づけられている。CEDAWは、締約国会議で選出される世界各国の国籍をもつ23名の委員から構成される。委員はそれぞれ女性問題の専門家という個人の資格で、提出されたレポートの審査を行う。

2回目の日本レポート審査

今年1月17日から2月4日にかけて、ニューヨークの国連本部で、第13会期のCEDAWが開催された。今回は全部で13か国のレポートが審査対象だったが、その中には、日本政府の第2次レポート(1992年7月に国連に提出)および第3次レポート(1993年11月に国連に提出)の審査が含まれていた。日本にとって今回の審査は、第1次レポートに対する1988年の審査以来、2回目になる。私は、1988年に引続き、今回もこの審査を傍聴したので、ここにその情報をお届けすることにしたいり。

今回の日本に対する審査は、1月27日午後、 第248会合で行われた。1会合は3時間しかない ので、時間はきわめて限られている。1次レポ ート審査と異なって、2次以降の定期レポート 審査に関しては、CEDAWは、事前に、委員の コメントと質問表をとりまとめて、審査対象国 に提出する。これによって、審査内容の充実と 迅速化を図ろうとするものである。今回もその ために、1月10日から14日にかけて pre-session working group が開かれた。

第248会合では、まず、日本政府代表団団長の 松原亘子労働省婦人局長が、一般的なイントロ ダクションを20分ほど行い、引続きあらかじめ 出されていた委員からの質問事項(全部で31項 目ほどあった)に沿って回答を行った。これが 2時間ほど続いた後(通常、これにはせいぜい 1時間ほどがあてられる)、ようやく会場の委員 から直接のコメントがなされることになった。 しかし、残り時間は20分程度しかなく、とうて い十分ではない。そのために、異例のことなが ら、翌日午前の第249会合の1時間弱をさらに日 本政府レポート審査にあてることになった。第 249会合でも、さらに委員からの短いコメントが 出されたのち、再度、松原団長から15分程度の 回答がなされ、審査は終了した。

厳しい評価

今回の審査では、日本政府に対する評価はかなり厳しかったといえよう。6年前は、多くの質問とコメント全てに手際よく回答した日本政

府には「コンピューターでも持ち込んでいるのか」というジョークが飛び出し、最後は「次回のレポートに期待したい」というはなはだ平和的なコメントで終わってしまい、拍子抜けしたものだった。しかし今回は違っていた。審査内容は一段と充実したものだったように思われる。

それに貢献したのは、なんといっても NGO の活動である。 6 年前には、日本人の傍聴者は私を含めてたった 4 人だったが、今回は20人をこえる女性たちが傍聴に出かけ、さまざまな NGO (民間団体) から10にわたるカウンターレポートが委員たちに提出され²⁰、毎日活発にロビー活動も行われた。日本政府レポートの不十分さを補う情報が委員たちに提供されたことによって、委員会の審査内容はより充実した。

審査の中では、まず、レポート提出にあたっ て NGO と協議が不十分だったのではないかとの 指摘が相次いだ。第3次レポートの中では、こ の報告作成にあたって「各種の女性の団体や研 究者の意見を参考にするとともに、その内容に ついて、婦人問題有識者会議出席者に諮った」 という叙述があった。しかし、これは CEDAW のかねてからの「NGO との十分な協議」という 要請とはほど遠いものであった。NGOの直接の 意見を聴取する公開の会合は開かれなかったし、 政府レポートに NGO の意見が反映した証拠はみ られなかった。その点、委員たちは、NGOから の直接の情報によってその実態を把握し、「日本 政府は NGO と十分協議しなかったようだが、 NGOこそ日本社会における女性の差別問題につ いて、意識を高めてきたのだ」(ガルシア・プリ ンス委員)、「日本政府は、NGO の広範囲にわた る知識を大いに有効に利用して、その叡智を摂 取すべきだ」(ショップ・シリング委員)、「日本 社会に正義をもたらすためにも、日本で活動し ている NGO と意見交換を始めることをすすめた

い」(ラムゼィ委員) などと、繰り返し指摘した。

平等を進めるための施策に関しても、興味深 い指摘が多い。「均等法は間接差別について規定 していないが、他の国の規定などにも学んで、 よりよい法律を作るべきだ」(ショップ・シリン グ委員)、「日本の男女賃金格差は世界でも最悪 であるのに、なぜこれに対する適切な対応をし ようとしないのか」(ニコラエバ委員)、「平等に 関する北欧のオムブズマン制度を採用する準備 はないのか、パートタイムの女性たちの状況、 即ち労働組合にも組織されず、社会保険にも加 入せず、年金もないという状況を政府はどうし ようとしているのか」(メキネン委員)、「条約4 条におけるアファーマティブアクションが、日 本では十分活用されていないのではないか」(タ ラウィ委員)、「議会などにおいて割当制度を導 入する積極的措置を講じるべきだ」(ガルシア・ プリンス委員)などのコメントがなされた。

もっとも衝撃的だったのは、アジア女性に関 する問題のやりとりだった。実は、条約6条(女 性の売春からの搾取の禁止) に関する pre-session working group の事前の質問項目の中に、 「特別な状況の下で (in particular circumstances) 売春を強制された女性たちに対して、 日本政府は補償を行うことを考慮したか」とい うものがあった。しかし日本代表は、この質問 については冒頭のコメントの中で売春防止法の 規定を説明したのみだった。これに対して、フ ィリピンのクィントス・デレス委員から、激し い調子の批判的コメントがなされた。「私は、日 本のレポートがアジア人女性の問題にまったく 触れていないことに非常に失望した。これは、 過去から現在にいたるまでの日本の経済的・政 治的状況によって影響を受けている国々の女性 の問題である。もし日本が条約の遵守をしよう

国際・国内動向

とするなら、日本女性だけでなく外国人女性の問題にも誠実な対応をすべきである」と述べながら、売春ツアー問題、農村花嫁問題、アジアに対する経済援助によって影響を受けている女性の問題、従軍慰安婦問題などを具体的に示し、「今回、レポートを審査される唯一のアジアの国である日本は、アジアにおけるその地位と影響力にふさわしい対応をなすべきだ」ということを強調した。このコメントに、傍聴席からは思わず拍手がわき、日本人として重要な問題を教えられた気がした。

北京会議に向けて

この条約の履行を確保する国家報告制度は、政府自らが国内での条約の実施状況をレポートにして CEDAW に提出するものであり、「建設的対話」の場であると説明される。したがって、レポートを通じて、専門家と各国代表がたがいに意見、情報を交換し、問題点を明らかにして、その上で条約の実施を促すという弱い機能しかもっていない。今回の審査でなされた様々な指摘も、それを確実に履行させる強制力をもつものではない。それがいわば国家報告制度の限界だといえよう。。

しかし、だからこそ、NGOの役割は重要である。1988年に一緒に審査を傍聴した山下泰子文京女子大学教授と大脇雅子弁護士(現参議院議員)と私は、この6年の間、審査の経緯や内容を折あるごとに回りの女性たちに伝え続けてきた。4年後に予定されている第3回目の日本政府のレポートの審査にむけて、これからは、今回傍聴した20数名の女性たちが同じことを繰り返してゆくだろう。全国各地で、男女差別撤廃のための国際基準が論議され、伝えられてゆく。条約の精神は草の根の運動を通じて少しずつ日本に浸透する。このことこそ具体的な条約の履

行の確保だともいえよう。

来年の第4回世界女性会議(北京会議)に向けて、いま人権に対する女性の関心は高まっている。今年5月には北京会議への政府レポート提出期限がくる。6月にはジャカルタでアジア太平洋地域会議が行われ、9月にはカイロで人口開発会議がある。10月には東アジア女性フォーラムが日本で予定されている。

いま最大の重要事は、95年までの間に、私たち自身の声をとりまとめて北京会議に反映させることだろう。女子差別撤廃委員会の審査内容はそのためにも有益な情報である。今回のフィリピンの委員の発言を、私たちは真剣に受け止めねばならない。実は従軍慰安婦問題は、「過去」の「気の毒な」アジア女性の問題ではない。「現在」も様々な「暴力」を生みだしている、力の論理が支配する日本社会に住む私たち自身の問題である。このような社会のありようを自分たちの足元から変えていくことが、アジア女性との連帯になる。差別撤廃といっても、男と平等になるだけが選択肢ではないのだから。

(注)

- 1) 1988年の審査に関しては、国際女性の地位協会編『女子 差別撤廃条約』(三省堂、1990年)、国際女性の地位協会 年報第2号『国際女性'89』(尚学社)を参考のこと。
- 2) カウンターレポートを提出した団体で把握されているのは、次の10の団体である。国際女性の地位協会、日本弁護士連合会、日本からの手紙、商社に働く女性たちの会、女性労働問題研究会、東京強姦救援センター、従軍慰安婦訴訟サポート団体、日本婦人団体連合会、商工中金から男女差別をなくす会、住民票続柄裁判交流会。
- 3) 第13会期 CEDAW では、報告制度をより強化するために、各国別最終コメント (conclusive comments) をつける試みがなされた。また、条約に選択議定書(プロトコール)をつけることによって、個人通報制度の新設も検討された。94年3月の第38回国連婦人の地位委員会において、「プロトコールをつけるよう準備すべきである」旨の内容が盛り込まれた女子差別撤廃条約に関する決議案が、コンセンサスで採択された。1994年4月9日国際女性の地位協会主催「国連からのレポート」シンポジウムにおける山下泰子氏、有馬真喜子氏の報告より。

(東京都立大学教授)

ゼネコン汚職一深化した腐敗の構造一

荒川 幸子

今回のゼネコン汚職

昨年3月、金丸信自民党前副総裁が10億4,000 万円の脱税容疑で逮捕された。不正蓄財の原資 が総合建設会社(ゼネコン)などからの年間10 億円を超す裏献金であったことが明らかになり、 東京地検特捜部、公取委は、献金元の清水、鹿 島、大成、ハザマ等の大手ゼネコン18社や大手 バス会社・国際興業、山梨県建設業協会等40数 個所の立入検査・家宅捜索をし、ゼネコン幹部 の事情聴取をおこなった。ゼネコン汚職摘発の 「宝の山」といわれた帳簿類など数百の段ボー ル箱が押収され、ゼネコン汚職事件捜査の幕が 開けられた。そして第1弾は、6月末、石井仙 台市長の1億3,000万円収賄容疑による逮捕とゼ ネコン・ハザマの会長、社長、東京支店長、三 戸営業所長、西松、三井の副社長らが汚職摘発 され逮捕された。

7月の総選挙をはさんだ「夏の陣」は、大山 茨城県三和町長、元建設官僚の竹内茨城県知事 の9,500万円の収賄容疑での逮捕などハザマの自 治体工作を中心に進められ、ゼネコンの裏金が 「毛細血管」のように地方の隅ずみまで流れて いることが暴露された(特捜部は30近い自治体 のトップに裏献金が渡っていることを摑んでい るといわれている)。

9月に入った「秋の陣」は、贈賄側のスーパ

ーゼネコン清水、鹿島、大成の会長、副社長の 逮捕に発展した。清水の吉野会長は日本建設業 団体連合会の会長であり業界の顔でもあった。 閨閥で政財界にも強いといわれた鹿島の副社長 清山氏は、日本商工会議所会頭だった石川会長 の下で、中央談合組織の仕切り屋でもあり、政 界へのヤミ献金の差配師ともいわれていた。12 月には談合の世界に長く君臨して元締をしてい た植良祐政・飛島会長とその子総一郎・同副社 長も起訴された。

6月末からの逮捕者は、収賄側が8人、業界側は今年1月に入って逮捕された大林組副社長も含め37人となり、起訴されたのは収賄側8人、贈賄側ゼネコン8社と大昭和製紙の首脳、幹部等25人となり、空前の汚職事件となった。

特捜部のメスが金権腐敗の牙城の中央政界に 迫ることを期待されたが、中央政治家の逮捕は、 捜査当局に挑戦的な対応をした中村喜四郎前建 設大臣があっせん収賄罪で3月11日逮捕、4月 1日に起訴されるに止まり、政界への波及はも み消され、一連のゼネコン汚職捜査は事実上終 結した。

中村前建設大臣は、27歳で茨城三区から無所属で立候補当選、自民党田中派に所属。建設政務次官や自民党建設部会、道路調査会会長など建設族本流の全ポストを経験し、「竹下元首相の秘蔵っ子」、「金丸元副総裁直系の建設族のホー

国際・国内動向

プ」といわれ、89年6月の字野内閣で科学技術 庁長官、92年12月から翌年8月まで建設大臣を 務めた。

ゼネコン汚職の中央政界の構造解明は、「土建国家」の温床の頂点にいた「金竹小」をはじめ清水建設の「献金リスト」等に名を連ねた国会議員50数名にみられる「天の声システム」の全貌を解明するところにあり、中村前建設大臣の逮捕はその一角にすぎない。しかし、国民の血税を使った公共事業を喰いものにする政・官・業の癒着の環となっている談合を刑事告発することをつぶし、政治家が業界の「便利屋」として使われたことが明らかにされたことの意味は大きいといえる。

91年5月、公取委が独禁法違反容疑で「埼玉 土曜会」66社に立入調査をし、刑事告発をめざ していた。その背景には、日米建設協議による 日本建設市場開放と談合排除の強い要求があっ た。公取委は、悪質な談合は積極的に刑事告発 し、課徴金の大幅引き上げの方針を打ち出して いた。

「埼玉土曜会」会長の鹿島の清山副社長らゼネコン各社の談合担当役員らは、この動きに危機感をつのらせ、何とかこの告発を阻止しようと、建設族のドン・金丸元自民党副総裁に依頼し、金丸副総裁からこの事件の解決を「一任」された中村代議士が、鹿島から1,000万円を貰って告発つぶしに動き、その舞台裏では、時の総理・宮沢首相も登場し「罰金引き上げに協力するかわりに告発を見送って欲しい」という金丸の意向を公取委委員長に伝えたと報道されている。

政官業の癒着の構造はじめて明るみに

今回ゼネコン汚職問題を考えるとき、13年前に起きた「談合告発」事件を振り返ってみることが必要と思われる。

1981年9月に、公取委は静岡県内の4つの建設業団体を独禁法8条1項1号(競争の実質的制限禁止)違反で始めての談合摘発に乗り出した。公取委の調べと関係者の証言により静岡の公共事業の100%が談合の対象となり、落札業者から落札額に応じた上納金が吸い上げられ、自民党に献金していたことが明らかとなった。神奈川、東京都、茨城などでもつぎつぎと談合入札事件が発覚した。

事件は中央大手ゼネコンにおよび高速道路、 ダム、鉄道、下水道など年間2兆円以上にのぼる大型公共工事(1件当たり20億円以上)の殆どすべての工事は、中央大手業者の談合によって配分していたことが発覚した。しかも中央業界団体の日本土木工業協会(土工協)が「特別会費」の名目で公共工事の受注高に応じて徴集した「賦金」は、年間9億円にも達しておりその資金が政界にウラ献金されている疑惑も表面化した。

当時の年間公共事業費は全国で20兆円、「談合をやめて一般競争入札にすれば、工事は2割は安くでき、4兆円の税金が節約できた」と報道された。発注官庁の予定価格の漏洩、建設省の極秘扱いの「公共工事リスト」等が建設業界の手に渡っていたこと、本州四国連絡橋工事発注の2年以上前に決めた大手業者の工事分担資料、10年先の予定工事の希望表明までした談合文書等も発覚した。

日本共産党が入手した三井文書(農水省から 三井建設へ天下りした第一線の5人の営業部長 による113工事、7発注省庁、8政府特殊法人、 2県6市にまたがる公共工事受注営業報告書) は、政官業癒着の構造と指名競争入札によって、 大企業間で公共工事を山分けしている姿を生々 しく国民の前に曝け出した。

時の鈴木首相を始め閣僚を含む47人の大手建

設会社からの違法政治献金問題も発覚した。

凄まじい世間の指弾を浴びた談合問題は、国会でも野党が、関係省庁、自治体、業界の証人喚問等を求めて厳しい追求をした。しかし、鈴木首相は「中央建設業審議会の答申を待つ」ことで逃げ切り、83年3月に中建審の建議が出されたが、フタを開けてみると改革というには程遠い現行指名競争入札の堅持・確認に留まり、

「建設業における市場競争の在り方と独禁法と の係わり合いについは立法政策を含めた幅広い 検討が極めて重要」との指摘に留まった。

談合温存の結果に終わった背景は、83年政治 決戦の資金集めに狂奔していた自民党が、選挙 の資金、集票の大スポンサーである建設業界と の癒着の鍵である談合擁護に強力なテコいれを おこなったところにあったとみられている。

公取委は、84年、業者による情報交換などを 認める「独禁法の指針・ガイドライン」を公表 し、談合の免罪符を与えた。84年3月11日付け 日経産業新聞は「内容的には当の建設業界が『よ く公取委がここまで譲歩した』と感心するほど 業界側の言い分が盛り込まれており、『独禁法の 番人』公取委も今回ばかりは業界、建設省、更 には衆参合わせて300人といわれる建設族議員の 連合軍に押しまくられた格好。逆の見方をすれ ば、建設業界の政治力を改めて見せつけた一幕 でもあった」と報じている。

また、当時の土工協石川会長は「私達の要望は独禁法も含めた関係法規の改正による実質的適用除外であった。「談合・調整は価格カルテルに非ず」、「誤って適用された独禁法に今回の悲劇の元があり、国会、マスコミの攻撃に発注官庁も歩調を合せて闘うべきだった」というのが業界の結論であった。

外圧などで談合問題再浮上

80年代後半から、日米構造協議や日米建設合意の見直し協議で米国は談合に対する罰則強化、談合の背景となる指名入札基準の明確化を厳しく追ってきた。88年12月の米海軍工事「星友会」の談合、89年9月の関西新空港工事「海上埋め立て土砂建設協会」の談合摘発などは、談合排除の動きに拍車をかけた。

公取委は、星友会事件では、70社に 2 億9,000 万円の課徴金納付を命じたが、米政府はこれを 不満として99社から47億円の損害賠償金の支払 で和解に合意した。談合は破廉恥罪であり、多 額の賠償金の支払が常識となっている米国の考 えに業界は驚愕した。そして、米国の談合への 強い圧力と、今後に予想される取締りの強化に 対処して90年7月には、大型公共工事を取り仕 切っていた談合中央組織「経営懇話会」(大手32 社加盟、会長青山信二鹿島建設副社長)が自主 解散した。

行政の対応と問題点

建設省は、92年11月に中建審建議を受け、透明性、競争性、対等性の確保などから指名競争入札方式の改善を図る、現行指名入札制度堅持の方針を出したが、仙台市長や、宮城県知事などのゼネコン汚職事件の激発で、窮地にたたされ、わずか半年前の方針を180度転換し、国、公団、地方公共団体の大規模工事は、一般競争入札とすること、談合、贈収賄等違反行為に対する制裁処置の強化、建設産業の将来ビジョンの策定等に方針転換した。

さらに建設省は「業務執行改善推進本部決定 事項」を明らかにし、本年1月には、日米建設 協議を踏まえての作業である「公共事業入札・ 契約手続き改善に関する行動計画」がつくられ

国際・国内動向

た。このなかで国の工事は7億3,000万円以上、 政府関係機関は24億3,000万円以上、コンサル業 務は7,300万円以上の工事を条件付き一般競争 入札にすることとした。

3月には、「新たな時代に向けた建設業法の在 り方」が中建審から建議され、建設業法の改正 法案が4月に国会に上提されたが、ゼネコン汚 職の再発防止には実効性はなく、不十分である。

業界は、93年12月日建連の臨時総会で、「法令の遵守の徹底、公正な競争の推進、健全な建設市場の確立、企業会計の透明化」等をうたった「日建連等企業行動規範」を制定した。全国建設業協会でも本年3月、「全建建設企業(団体)行動憲章」を策定した。

これらの行政、業界の動きは、従来には見られなかったものであり、今回のゼネコン汚職事件・公共事業の腐敗の構造が、外圧を加わって国の内外に与えた影響が如何に大きいものであったかを物語っている。

リクルートや佐川の汚職は、許認可権をめぐる個別大資本の政官との癒着である。このことは金権腐敗政治の温床であることに違いはないが、ゼネコン汚職は、業界の大手ゼネコンが揃って税金を源資とする公共事業を喰いものにし、汚職の温床となっていたことに特徴があり、国の政治、経済もからむ性質の問題であることを示している。

建設産業が生みだすこうした諸問題の背景には、重層下請け構造によってすべての矛盾が末端業者・労働者にシワ寄せできるシステムが歴史的に形成されており、元請のゼネコンが強大になるにしたがい下請け業者・労働者の地位が相対的に低下させられてきたことにある。さらに公共工事の発注機関が、入札金額の上限とし

ての予定価格の決定権、施工業者の指名権を持 ち、すべての情報が公開されず、チェック機構 が喪失しているところにある。

3月には、総務庁行政監察局が、建設業法に基づく始めての監察(1992年10~12月、対象機関一公取委、通産省、労働省、都道府県、市町村、関係団体等)を行い報告書を出しているが、大手元請建設業者の無責任体制、建設業者に対する監督行政が皆無に近い状態や雇用・労働条件の劣悪さなどを厳しく指摘している。

今回の行政の対応が、入札・契約制度や業法 の改正に焦点をおいており、その必要性は当然 のことながら、大手ゼネコンを民主的に規制し、 重層下請けシステムの矛盾をどれだけ少なくし ていくのか、下請け業者労働者をどれほど保護 していくのかの課題が最重要である。その為に は、それらをチェックする強力な機関の設置が 必要である。

また、莫大な金額を注ぎ込んで行われる公共 事業は、何のために、いつ、どのように、誰が つくり、どのように管理するのか、それぞれの 行政区で恒常的に住民の意見を反映させ、政策 に生かしていく体制が必要である。

発注官庁、現場労働者の労働組合が建設共闘 組織の結成を準備し、建設産業民主化運動に立 ち上がる動きが始まっている。またこれらの組 合が中心になって4年前に設立された建設政策 研究所は、昨年暮れに「建設産業と公共事業改 革のための提言」を発表して、各界の注目を浴 びた。

今度こそ、癒着構造をたち切るため、「検察頼み」に終ることなく、この提言をより多くの国 民の間に広めて運動化していくことが、これからの課題といえる。 (建設政策研究所理事)

病院給食有料化の動き

――公的医療保険の空洞化への布石――

宇和川 邁

入院時給食料の保険外し

自民党政府の基本政策を継承する連立内閣・厚生省は、健康保険法等を「改正」し、入院時給食料を保険から外し、有料化を狙って新たに「入院時食事療養費制度」を導入しようとしている。具体的には、本年10月1日から入院時給食料のうち1日800円(低所得者660円)を「標準負担額」(総理府「家計調査」による1人1日平均の食料の支出額を変動にあわせて改定していく)として自己負担にするというものである。厚生省はすでに「患者ニーズは多様化している」として、患者が必要な料金を支払えば特別な食事をとることを容認しているのである。

入院時給食料については、これまで基準給食料(現行、1日1,890円)のうち健保本人1割、家族2割、国保3割が自己負担となっていることから、新たな増加額は800円からそれぞれこれらの自己負担の額を差し引いた額ということになる。この健康保険法等の「改正」とあわせて、老人保健法の「改正」もおこない、70歳以上の高齢者(寝たきりの場合は65歳)も、同じく10月1日から入院時給食料について1日800円を原則として自己負担(市町村民税の非課税世帯で福祉年金受給者は1日300円)にするというものである。現在、老齢年金受給者の55.4%を占める国民年金と福祉年金の受給者の年金額が月額

3万~3万5千円という低水準のなかで、高齢者が入院した場合の自己負担はすでに月額約2万1千円(1日700円)であり、それに月額約2万4千円(1日800円)の入院時給食料の自己負担分が加算されることになる。老人病院では、この他に、おむつ代その他の名目による保険外負担が全国平均で月額約6万6千円(二木立・日本福祉大学教授「老人病院の保険外負担の実態」=「社会保険旬報」92年7月11日号)であり、これらの自己負担を合計すると月額約11万円にものぼり、高齢者は経済的に入院ができない、あるいはやむなく退院せざるをえない事態が急増することが十分予測される。

厚生省は入院時給食料の自己負担導入の理由について、PR 用パンフレットのなかで次のように説明している。平均的な家計における食費程度の負担をお願いし、入院中の食事にかかわる健康保険等での給付を見直したいとして、「患者には、一般に平均的な家計の食費程度の負担として新たに1日(3食)800円程度を支払ってもらいたいと考えている。また、収入の少ない人の場合は1日(3食)660円程度に負担を軽減し、さらに少額の年金しかなく収入の少ない老人については負担の軽減を行いたい。これまで、在宅療養の人や老人保健施設に入所している人と入院中の患者との間で食事などの負担の不均衡が指摘されてきた。新しい給付方式の導入で

国際・国内動向

こうした是正が図られることになる」と。

また、昨年12月15日、老人保健審議会(厚生 大臣の諮問機関) が厚生大臣に提出した「意見」 では、高齢者に入院時給食料について自己負担 を求める理由を次のように説明している。「高齢 者に対する医療や介護のサービス……を合理的 に選択できるためには、利用者の負担のあり方 も適切なものでなくてはならない。しかし、現 実には居宅で生活している者と病院・施設に入 院・入所している者の間で、あるいは入院・入 所している病院・施設の間で、利用者の負担に は格差があり、合理的な選択を妨げられている 可能性もある。このような観点から、在宅・施 設に共通の経費である食費に注目し、入院した 者から平均的な家計における食事を勘案した相 応の負担を求めることが考えられるべきである」 と。平たくいえば、「在宅患者や老人保健施設の 入所者はそれぞれ食事代を支出しているのであ るから、病院に入院している者に"負担の公平" をはかるためにこれぐらい自己負担してもらう のは当然である」という論理である。

当初、入院時給食料を全面的に有料化し、国 民医療費に占める約1兆2千2百億円の入院時 給食料を削減すべきであるなどの意見もでてい たといわれる。したがって、今回の入院時給食 料について1日800円の自己負担の導入はまった く経過的なものであり、入院時給食料を健康保 険等の給付から外し完全に有料化することが究 極的には企図されているといえる。

しかしながら、入院時給食料の保険外しは、 国民の医療にとって重要な問題点をはらんでいる。なぜなら、病院給食は治療の重要な要素であり、入院中の食事は医師の処方にもとづいて栄養士、調理師、看護婦などが専門的立場からかかわって提供されるものであり、在宅患者は自前で食事をとるのであるから"負担の公平" をはかるために有料化するのが当然であるという論理は、病院給食の治療食としての位置づけを著しく後退させるものであり、公的医療保険の縮小をなんとかカムフラージュしようとするものであるといわざるをえない。

(注)厚生省は、今回の入院時給食料の自己負担導入で削減される約3千億円のうちの2千5百億円を充当し、看護婦不足で手がまわらずやむなく患者自身が自費で雇っている付添いを、病院の看護婦、介護職員に切り替え、97年度末までに廃止するとしている。厚生省が深刻な看護婦不足解消のための抜本的な施策をとろうとしていない状況のもとで、それが簡単に実現する保障はないといわれている。この問題については紙数の関係で割愛した。

さらに室料、薬剤・治療材料の有料化へ

厚生省・医療保険審議会の中間まとめ (93年 6月23日) は、「公的医療保険の給付の範囲・内 容の見直し」の項で、当面の対象として給食、 室料、薬剤・治療材料をとりあげている。厚生 省・医療保険審議会への提出資料によれば、約 22兆円の国民医療費に占める入院時給食料は約 1 兆 2 千 2 百億円 (5.3%=対92年度国民医療 費)、室料は約7千7百億円 (3.7%=対90年度 国民医療費)、薬剤・治療材料は約6兆7千億円 (30.8%=対91年度国民医療費)であり、これ らは年度のずれはあるにしても国民医療費の約 8兆7千億円、約40%を占めていると推定でき る。見直しとは、これらの増大をいかに抑制・ 削減するかということにほかならない。まず、 今回の入院時給食料への自己負担導入によって 保険給付を約3千億円削減(うち国庫負担削減 は3割相当) するのを突破口に、さらに室料、 薬剤・治療材料の有料化拡大への布石としよう としているものである。

室料の有料化については、84年、すでにそれまでの室料の保険外負担病床の規制から容認へ厚生省の政策転換がおこなわれ、1日1万円の室料の保険外負担は一般的になろうとしている。こうした状況のもとで「患者の療養環境に関する多様なニーズに応えるため、給付の在り方を見直す」ということは、室料にたいする健康保険等からの給付の縮小・保険外負担の拡大、すなわち現在の病院当たり5割以内という保険外負担病床の規制緩和・1人、2人部屋に限定するという保険外負担病床の4人部屋までへの拡大、そして保険外負担の額の自由化となっていくことはあきらかであろう。

国民医療費の約30%、約6兆7千億円を占める薬剤・治療材料が、今後の見直しの最大の課題になっていることは「薬剤等の使用の適正化、保険給付としての必要性、優先度等の観点から、薬剤や治療材料の給付の在り方について検討する必要がある」と指摘されていることからも十分に予測されることである。すなわち、薬剤・治療材料の保険給付範囲の縮小、ビタミン剤などの保険給付からの除外など。

こうした厚生省の政策動向の背景にあるものは、厚生省が、84年、健康保険法等の「改正」で、健保本人の10割給付を8割(当面9割)に切り下げ、高度医療部分の自己負担、室料など保険外負担の容認の際にあきらかにした、給付水準の引き下げによるすべての人の給付率の統一である。それは、「昭和61年4月以降、国会の承認を得て厚生大臣が告示する日から健保本人についても8割給付とすることとしているが、将来は、医療費の動向・国民負担の推移・財政事情等を勘案して、すべての人の給付率を8割程度にそろえることを目途としている」(厚生省「健康保険法改正点の解説」)という内容である。健保本人の給付を現行の9割から8割に引

き下げ、すべての人の給付率を8割程度にそろえるということは、入院時給食料、室料、薬剤・治療材料の給付をぎりぎり縮小するのと併行して、有料化・保険外負担を拡大し、表面的には「8割程度」、実質的には「6割~7割程度」の低水準で給付率を統一しようとするものである。これは、民間医療保険のマーケットを安定的に拡大しようとすることを狙う、まさに臨調「行革」・民活路線にそう方向である。今回の健康保険法等の「改正」は、こうした公的医療保険の実質的な空洞化への布石といえるものである。

急速に高まる反対運動

現在の不安定で混迷した政局のなかではあるが、94年度政府予算の衆議院通過後には年金関係諸法「改正案」に次いで、健康保険法等「改正案」など社会保障関連法案の審議に入る予定になっている。

このような情勢のなかで、年金関係諸法「改 正案」反対の運動は、労働組合を中心に大きな 高まりをみせ、すでに697地方議会が「年金制度 改善の国への意見書」採択をおこない(5月26 日現在)、ナショナルセンターである全労連はさ らに世論をもりあげるためにビラ1.600万枚の全 戸配付にとりくんでいる。こうした状況のなか で、去る4月20日には年金スト (国民春闘共闘 第5次全国統一行動)が実施され、民間単産、 公務労組など42単産、約80万人が賃上げを含む 諸行動に参加した。このような年金関係諸法「改 正案」反対の運動と連動して、健康保険法等「改 正案」反対の運動も急速に世論の支持のもとに 高まりをみせ、全地方議会の3割におよぶ953地 方議会で「病院給食有料化反対」決議・意見書 採択(5月27日現在)がおこなわれ、医療労働 組合をはじめとする労働組合、医療関係団体、 市民団体などで構成される「国民医療を守る共

国際・国内動向

同行動」推進本部の「公的医療保険を守れ」の 国会請願署名は500万人を超え、全国各地での宣 伝・署名行動と国会請願行動は引き続き活発に とりくまれている。こうした状況を反映して、 マスコミも病院給食有料化問題をとりあげるよ うになってきている。

しかしながら、連立内閣・厚生省は、総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会の「社会保障将来像委員会第1次報告」(93年2月提出)の"社会保障の見直し"提言や厚生大臣の私的諮問機関の高齢社会福祉ビジョン懇談会報

告「21世紀福祉ビジョン」(3月提出)の"福祉 重視への政策転換提言"などをうけ、年金関係 諸法「改正」、健康保険等「改正」などの強行に より年金・医療関係費を大幅に削減し、それら を非常におくれている福祉にたらい回しする、 そして「福祉目的」などの名で逆進性の大衆課 税すなわち消費税の税率を引き上げる、という 構想をあくまでつらぬこうとしている。労働者、 勤労国民の生活基盤の支えである社会保障をめ ぐる情勢はまさに重大な局面を迎えている。

(事務局長)

(定価は税込み) 労働総研·労働時間問題研究部会編 労働者教育協会編 版 新 下げな 哲学、 も長 つけて、 が終わって、 問題点をえぐり、 ングと大幅時短へ い基礎的な理論を学び、 「社会主義は滅び、 いうのは、 本の労働時間 時短闘争を推進していく基本的視点を示す。 未米にたいする確信をきずこう。 ービス産業などの長時間労働の実態と なぜ短縮できないのか。大企業、 しのワー 保守と革新の対立はなくなっ 本当だろうか。科学的社会主義の 階級闘争論の正確でわかりやす は その日本的障害を明らかにし 日 1 資本主義が勝った」 クシェア D の展望 社会発展の法則を身に ッパに比べて数百時間 定価一〇〇〇円丁川 定価ーい口口円下記 「冷戦

〒105 東京都港区新橋6-19-23

振替00100-6-179157

学習の友社 TEL 03-3433-1856 FAX 03-3434-7301

プロジェクト研究部会報告

外国人労働者問題研究プロジェクト

永山 利和

外国人労働者問題研究プロジェクトは1993年 6月にスタートした。以来ほぼ月1回程度のペースで研究会を開催した。ドイツ、フランスなどの外国人労働者に関する政策的検討、アジア各国の政策的動向、日本国内において外国人労働者が直面している諸問題やそれら諸問題と日本の労働者問題との関連などについて多角的な検討を加えてきた。

以下ではプロジェクトに関わった論議の内容 を紹介し、労働組合にとって外国人労働者に対 する政策はいかなるスタンスが求められている のかなどの基本的論点を紹介することにしよう。

1. 問題を考える視点

日本における外国人労働者問題とは、日本人が海外で就労しているケースを除き、今日日本において生じている外国人労働者とこれら労働者の家族などの諸問題およびこれらをめぐる司法、行政などにかかわる広義の制度・政策的諸問題や社会慣行などにおける摩擦を含む。

プロジェクト作業をすすめるにあたって作業 の流れは以下のような重点をもっていた。

まず第1に、単純化していえば日本の外国人 労働者問題は二層化した構造をもち、しかもこ の二層構造をもった日本の外国人労働者問題は、 すでに部分的な「融合化」を始めていることである。すなわち、日本の外国人労働者問題は日本のアジア支配にかかわって生じたいわゆるオールド・カマーがかかえている法的・行政的差別、政治的・市民的権利の欠落問題、実質的な雇用制限・就職差別、外国人経営組織にたいする融資差別などをふくむ産業政策の体系、ないし「無策の策」というべき、解決が迫られている緊急政策・問題堆積に対する放任主義と人種主義、国家至上主義ともみられる「国籍主義的」諸政策の適用や逆に制限など、政策的一貫性を欠く問題がある。これらは主としていわゆる在日韓国・朝鮮人および同中国人問題が中核である。

第2は、第二次大戦後、各国ごとに多くの差異をもちながらも、外国人労働者に対する政策の基調、政策的変遷を貫ぬく政策体系の「進化」とその評価尺度は何かが政策主体によって理解されているか否かというということである。第二次大戦前から採択されている ILO 移民条約(第66号条約)、さらに第二次大戦後の改訂移民条約(97号条約)や1990年12月に採択された国連「移民労働者条約」などに貫ぬかれている国際「標準」となったこの問題の政策的底流ならびに欧米諸国など先進諸国の外国人労働者政策

の基本的視座 (例えば人権、生活、文化などの 取り扱い) と日本の外国人労働者取り扱いの政 策的基準との間に存在するギャップを問うこと である。

第3は、多くの指摘があるように日本で働く 外国人労働者が(合法的に就労する外国人労働 者もふくめて)多くの差別、狭められた市民的・ 社会的諸権利しかもたず、またそれらの行使へ の見えざる「規制」等、日本人労働者との差異 がある。これらの差別、差異はそれ自体として 問題であるが、労働者・労働組合からみると市 民的・社会的諸権利の差別以上に広範な問題を はらんでいる。労働者・労働組合からみると市 民的・社会的諸権利の均等待遇のみならず、外 国人をもまきこんで日本人に対しても労働者と して共通する問題をはらんでいる側面に着目し なければならない。

以上のような諸点をふまえて、外国人労働者 問題の政策方向を考えてみよう。

2. 堆積しつづける諸問題

まず、オールド・カマーについては、指紋押捺制度の適用緩和(押捺制度自体はニュー・カマーの日系人などに広く「適用」されている)などがあるものの、様々な差別問題自体が依然として継続されている。制度教育のなかにみられる通名通学・本名通学、教員の任用をふくめた公務員等への就職差別、さらには結婚などに際しての差別問題などが引き続き改善を求められている。また、ヨーロッパなどにおいて拡大しつつある市民権の均等待遇をはじめとして、政治的諸権利などについても地方議会、首長選挙への参政権の確保が求められるオールド・カマーに対し、地方自治体レベルの選挙権の行使を中心とする地方自治への参加促進は当然といわなければならない。またニュー・カマーにも

共通することであるが「血統主義」的国籍法などを改め、国籍選択権の拡大ないし自由の保障ー 出生地主義原則や二重国籍の承認などーが求め られている。

またニュー・カマーについても問題が山積している。

外国人労働者問題といえば、「不法就労外国人 労働者問題」に尽きるかのような狭い考え方が 多いが、「合法」外国人就労者・在留者にも少な からぬ問題が生じている。

「興行ビザ」をもったエンターテイナーなどの 就労は、しばしばブローカー・斡旋業者・暴力 団などが介在し、自由の拘束、売春強要等が常 態化している。拡大しつつある研修生制度につ いても「名目研修・実質就労」を改め、実質的 「研修制度」の確立のために「実務研修」にお ける労働者性の確認、労働関係諸法令の適用な どが求められている。問題の質は異なるが、留 学生・就労生の「アルバイト」ないしは「就労」 も「不法就労」に連なっている。これは「就労」 問題とともに留学生・就学生の受け入れた学生 の生活を安定させる方策を整備する等の政策的 配慮が不足している点も指摘されるべきであろ う。

不法就労者については改めて多くの論議が必要でないほど問題が山積してきている。

「入管法」体制(すなわち、入管行政最優先主義)を転換して、外国人労働者とその家族にたいする権利擁護・救済優先主義、つまり人権尊重政策への転換、具体的には不法就労者の発覚・通報義務・強制退去処分という「閉塞」状況の打開を優先させる必要がある(たとえばアムネスティなど)。また日本における外国人労働者に対し、労働関係諸法を周知させ、権利擁護のための基礎知識を与え、また医療・社会保障、福

祉制度などの適用などをはかるため、外国語で書かれた「手帳」、リーフレットなどの作成が必要である。市民生活に必要な情報や市民的権利を活用するためにも、一定の情報提供、結婚・出産等にかかわる制度的対応等々も求められている。ニュー・カマーも早くから入国している労働者はすでに10年近くに達する。

人権の尊重を第一義として関係行政機関が上記諸問題解決に向け速やかな対応を求めなければならない。同時に一定の条件でアムネスティ等を実施し、長期滞在者の「合法化」措置が必要である。

さらに、国際結婚や日本における外国人間の 家族形成なども増加し、オールド・カマーと同 様の結婚差別、離婚などに伴う子供の権利・養 育問題、さらに住宅、教育、医療・社会保障な どにおける権利擁護の必要性、政策の体系的整 備や参政権確保等に至る歴史的な問題の新旧「複 合化」が生じている。二層化といわれるゆえん である。

3. 政策の方向づけ

不法就労は、平成不況のなかで行政的処分、

国外退去が急増し、1993年の強制退去件数が7万件を上回り、前年比で2倍近くになっている。強制退去という名の文字通りの「失業の輸出」である。

こうした状況のなかで、労働組合としての政策は、地域・職場においてこれらの問題が外国人労働者をふくむ広い意味での労働者全体の労働・生活条件の改善にいかにとりくむかを解明する必要がある。すなわち、いわゆる人間に対する差別撤廃や人権擁護への運動の一般的な参画にとどまるものではない。

というのも、外国人労働者の多くは、合法就 労、不法就労をとわず日本の労働市場にすでに 深く組み込まれており、外国人労働者の労働・ 生活条件の改善は、日本の労働者の労働・生活 条件の向上・改善の動向と不可分である。経済 的民主主義の強化、労働者保護のための法的・ 行政的対応の強化や運動の国際連帯の共同が探 られ、実行される時期にある。

(常任理事・日本大学教授)

- 〈お 知 ら せ〉-

『労働総研クォータリー』をご愛読いただき、ありがとうございます。

さて、小誌は創刊以来、頒価を据え置いてきましたが、この間の郵便料金をはじめとする諸経費の増加により、本号(第15号・1994年夏季号)より、頒価を年間購読料5,000円(送料込み)、1部1,250円(送料別)と改定させていただくことになりました。(なお、会員の購読料は現行通り会費に含まれます。)ご理解・ご協力の程を、よろしくお願い申しあげます。

1994年6月 労働運動総合研究所



討論のひろば

旗を焼くもの、立てるもの

片岡 克己

2月に住友赤平炭鉱が閉山、北海道でまた一つ炭鉱が消えた。炭鉱閉山は労働組合の同意が 条件だが、連合が発足してからというもの、炭 労は「閉山反対」の看板を立てることもなく、 資本のスケジュールどおりに幕を引くようになった。今回も退職条件で合意すると再就職の保 障も十分でないまま閉山に同意、4月24日には 恒例によって組合旗を焼き捨て、労働組合を解 散してしまった。

正れにたいして新しく旗を立てたのは、道労連、建設一般であった。いつものことではあるが、炭鉱資本と炭労が協議、合意したのは直轄(本工)労働者の退職条件のみ。坑内で同じように石炭を掘っていた労働者を含めて下請け企業に働く労働者301人(直轄278人)は一顧だにされなかった。このため、退職条件では、直轄労働者の10分の1程度(最低はわずか40万円)にすぎない無権利状態で放り出されることに下請け労働者が怒り、労働組合をつくり、たたかいはじめたのである。新たに結成された建設一般赤平支部はメーデーにも初参加、この組合結成を機に、地区労連の結成も日程にのぼっている。

このように北海道では、たたかう潮流とたたかわない連合との対照が鮮やかに浮かび上がることがしばしばだが、このことは「北海道は悪政の集中点」といわれることと無関係ではない。

高度成長期いらい、北海道経済を支えてきた 基幹産業はいずれも破滅的危機に直面してきた。 1986年の「前川リポート」では、炭鉱と農業が 名指しで輸入に置き換えることが対米公約され、 北海道はまた一段と大きな打撃をこうむることになった。マスコミは、"北海道沈没"ともいわれるこの状態を「1セン (造船)、2タン (石炭、減反)、2テツ (鉄鋼、国鉄)、3ザン (水産、林業、非鉄金属鉱山)=散々だ」と"数え唄"にしてしまった。

北海道は、政府の対米従属・大企業優先の経済・産業政策の犠牲になってきたという歴史的事情が、今日の危機を招いてきたのだが、ところが横路知事は道民の立場で決して問題を解決しようとはしない。道民生活を押しつぶす臨調「行革」路線についても「地方に通ずる理念」とほめたたえ、率先して「地方行革」を推進する、炭鉱も農業も政府のとりつぶし改策を容認のうえ、後始末に走るだけである。その支持勢力である連合は、この横路道政と対決することはない。

このため、いま北海道には数々の矛盾が噴出している。北海道の雇用条件は、求人倍率でみても全国平均をたえず大幅に下回り、賃金は毎勤統計によれば、「現金給与総額」で全国平均より約6万円下回る(1992年)。医療、福祉に対する攻撃もきびしく、国民健康保険証の取り上げ、国立病院の人減らしと病棟縮小、老人病院化などの問題で昨年「全国調査」が行われるような事態となっている。

こうしたなかで、私たち道労連や民主勢力は、 わきあがる道民要求を旗幟鮮明にたたかいつづ けているが、実際のところたたかいに明け暮れ、 追われつづけているというのが実感である。だ が、私たち道労連はローカルセンターとして、 たたかう潮流の主体的力量を高めていくことと 同時に、「この北海道をどうたてなおしていくか」 という民主的政策を対置し、展望を示していく ことがいよいよ重要になっているのだと痛感し ている。 (道労連政策調査室長)



1970年代から「コンピュータ革命」「情報革命」などが喧伝されたことは、記憶に新しい。そして、80年代には ME 革命が急激に展開したことも、よく知られていることである。このような展開は現代の技術革新を特徴づけており、また、今日の生産力構造の歴史的性格を根本的に規定している。この現実を前にして、多くの調査・分析がなされてきたが、それらの多くは体系性に乏しいといわざるをえない。

このようななかにあって、注目すべき労作が 刊行された。本書がそれである。まず、本書の 構成をみると(構成は方法を示す!)、次のとお りである。

- I 産業労働論の課題と方法
- 1章 産業労働論の成立
 - 2章 産業労働論の課題と分析方法
 - 3章 産業労働論の構成
- II 産業労働論の基礎理論
 - 1章 社会的生産の発展と産業の展開
- 2章 資本の蓄積と産業労働
 - 3章 ブルジョア社会と産業労働

III 生産システムと産業労働

- 1章 相対的剰余価値生産の発展と生産方法 の変化
- 2章 生産方法の変化とシステム産業的分業
- 3章 生産システム化と労働様式

みられるとおり、ここでは理論と現状分析とが統一的に展開されている。その内容をみると、まず、第 I 編では産業労働論を展開するうえで

三好 正巳著

『産業労働論序説』

仲村 政文

不可欠の基本的範疇(概念)として、労働方法、 生産方法、労働様式、生産様式などが重層的に 提示され、それぞれについて著者の見解が示さ れている。評者のばあい、生産方法と生産様式 とは同じものであり、その基本的モメントは労 働手段(の社会的体系)とこれに規定される労 働の社会的編成とである。

いずれにせよ、ここではこれらの範疇(概念) が明確にされたうえで、産業労働論の課題が明 らかにされる。著者によれば、産業労働は労働 の社会的生産力およびその発展の問題として「解 かれねばならない」。このことは、別の箇所で「産 業労働論は、相対的剰余価値の生産が発展する にともなって変化する生産方法において、した がって、労働手段と労働方法の変化がはなはだ しい生産方法の変革について、それがもたらし た生産手段の集中と労働の社会化とが、資本主 義の生産様式と調和しなくなる過程の解明を課 題としている」(26ページ)とも述べられている 点と連なっている。総じて『資本論』第7編第 24章第7節「資本主義的蓄積の歴史的傾向」を 今日的視点から明らかにしようとする意図がう かがえる。史的唯物論の方法が意識されている ということもできよう。

第II編では生産の一般的性格や生産と分配、 交換、消費との関連などが明らかにされた後に、 賃労働としての産業労働の展開構造が資本の循 環定式(G-W…P…W'-G'またはP…W'-G'-W…P)と蓄積過程とに即して解明されて いる。そして、〈マニュファクチュア〉→〈機械と大工業〉→〈「もう一つの階梯」=現代資本主義の生産様式〉というように、生産様式の段階区分(階梯)が示される。このばあい、現代の生産様式の規定的なモメントはメカトロニクス機器とシステム産業であり、そのメルクマールはCNC工作機械の出現である。CNC工作機械の出現が決定的な意味をもつのは、それは機械系から自立した制御系(制御機構)を内包しているからである。労働手段の発展段階の区分(画期)に関するこのような理解は通説とも一致しており、問題はない。

問題は労働手段の発展段階に規定されるところの資本による労働の包摂の形態をどのようにみるかということであり、その労働の価値形成をどのように理解するかという点である。この問題に関連して著者は次のようにいう。生産様式の階梯差は「労働が、資本に包摂される実態によって、形態的包摂、実質的包摂、そこからの離脱の開始、労働の二重性にかかわり価値概念のゆらぎを起こす労働様式として区別される」(155ページ)と。

ここには二つの重要な論点が含まれている。 ひとつは資本による労働の包摂の形態は機械段階とは異なるということである。この点はマルクスのいう「労働はもはや生産過程に内包されたものとしては現れないで、むしろ人間が生産過程それ自体にたいし監視者ならびに規制者として関係する」(『経済学批判要綱』)という論点とも重なり合っている。評者も同じ見地に立っているが(ただし、道具段階から機械段階への変化のほうがより革命的であると考えている)、いずれにせよ、それを「〔資本による包摂からの〕離脱の開始」とするのは曖昧である。もうひとつの論点は、価値形成の在り方が異なるということである。この点を著者は「価値概念のゆら ぎ」というように、曖昧に表現しているので、 ここでも少しばかりわかりにくい。

しかし、以上の二つの論点は、第Ⅲ編へと引 き継がれ、敷行されている。著者によれば、T 場現場の「基幹的労働」の内容は情報労働であ り、「主たる労働」は「機械装置を操作するため のプログラムを作成する労働」にほかならない (240ページ)。したがって、共同労働(協業) の在り方も大きく変わる。生産のシステム化、 情報システムによる統括が展開し (CIM をみ よ)、相対的剰余生産も「新たな協働段階」を迎 えることになるのである。協働の空間的な「広 がり」がみられるという点では労働の社会的結 合が「拡大」することになる。一方、労働手段 の「役割」の圧倒的な「増加」という事態が進 展するので、著者によれば、資本が労働過程を 「直接に支配する」ことに「技術的な制約」が あるというのである。

このようにして、先の価値概念の「ゆらぎ」の問題は、最終生産物に対する情報労働の有用性の希釈化の故に、有用労働として投下される労働時間によって、価値量を秤量することが「困難」になる、という点に帰着することになる。

このような議論のすすめ方は明解であるが、なお論証すべき論点が多く残されている。そして、この論証にあたっては、先に引用した叙述(『経済学批判要綱)に関連してマルクスが展開している論述が参考になるといえよう。さらにいえば、生産力の発展は「究極的にはつねに、活動させられる労働の社会的性格に、社会内部における分業に、精神的労働の発展、とくに自然科学の発展に、帰結する」(『資本論』)とするマルクスの叙述が参考になろう。今日、科学の「生産力化」が急展開しており、それは情報労働の問題に限定されない広がりと深さとをもっている。したがって、科学的労働、技術的労働、

直接的労働の階層的な編成とそれぞれの価値形成力の相違が具体的に吟味される必要があろう。

本書にはなお未解決の論点がいくつか残されているが、これらの解明はひとり著者のみでなく、専門を同じくする研究者すべてに共通する課題である。独自の見解を縦横に展開しつつ(こ

こではその一端をみるに留まったのだが)、ひとつの明確な道筋をわれわれに提示したことの意義は計り知れないといえよう。

(法律文化社・1993年12月刊・7210円) (鹿児島大学教授)

『嶋津千利世著作選集』

柴田 悦子

1. 婦人労働問題研究の草分け

嶋津千利世さんが、戦中・戦後から90年代に 至る約半世紀をかけて研究を続けてこられた婦 人労働問題に関する論文を、3冊の『嶋津千利 世著作選集』として出版された。戦後日本の女 性労働問題を勉強しようとする時、まず読んだ のが嶋津さんの諸論文であった。嶋津さんの諸 論文は、働く女性の実態を調べ、その状態が日 本資本主義経済の発展とどのように関連し、資 本の蓄積構造の中へ組みこまれていくかを解明 していく点で共通性を有している。女性労働問 題をいわゆる「婦人問題」としてみるのではな く、つねに資本主義経済の発展と矛盾の中でと らえる。その中に男女差別とたたかい、平等へ の道を歩もうとする婦人労働者たちのエネルギ - の分析を行っていく。このような方法論が、 働く女性、学生、共働き、主婦、研究者といっ た広い層に「嶋津婦人労働論」の学習を広めて きた理由と思われる。私も若い頃『女子労働者』 (岩波新書、著作選集第 I 巻) を読んで刺激と 感動をうけた一人である。とくに戦争中、紡績

工場へ学徒動員されていた私は、特別の親しみ を持って『女子労働者』を読んだ。

戦後まだ婦人問題研究に若い研究者の関心が むいていない時期、嶋津さんは草分けとして大 きな役割を果された。婦人問題に関心を持つ研 究者は、嶋津さんの論文には必ず目を通し、現 場で差別とたたかっている女性労働者たちは自 分たちの理論武装のために嶋津論文が必要であ った。嶋津さんの研究は、そのあと'90年代に至 る40年以上にわたる長期間、各時代に展開され る婦人政策や労働政策との関連で婦人問題の理 論化をすすめていく。嶋津論文の特徴の一つに は女性労働の分析、理論化に際して、つねにそ の時代背景を歴史的に明確にした上で行われる ことであろう。このことは、差別を取り扱う理 論家にしばしば見られる理念の空転を退け、比 較的難解な内容をくだいて説明することで理解 を容易にするのである。

『著作選集』全三巻は、問題別・年代順に編集されている。第 I 巻は先にあげた『女子労働者』 (1953年)を中心に、戦後婦人労働と婦人労働問題研究の特質を70年代初期までを範囲にまと

めている。第II巻は70年代前半に行われた「婦人解放の道すじをめぐる論争」に関連して、男女平等と母性保護、「合理化」、主婦労働といった内容となっている。第III巻は70年代末からごく最近に至る婦人労働力政策、「均等法」、労基法改悪、さらにこれらに抵抗する女性労働者たちの運動がまとめられている。全部で900ページに及ぶ大著作集をここで紹介するのは不可能であるから、印象深いいくつかの論文を通して嶋津婦人論の特徴が少しでも明確になればよいと思うのである。

2. 戦後婦人労働者の特質を分析

第 I 巻の前半は、紡績・繊維労働者の分析である。戦前だけでなく、戦後初期においても繊維産業に働く女子労働者数は多く、労働条件、賃金ともに他産業に比して低かった。これは紡績産業が古くから持つ体質に加え、アメリカ占領政策のもとで綿紡のスクラップ化が進み、幼い女子労働者にもっとも大きい犠牲を果す結果となる。その実態は第 I 巻第 1、第 2 論文にくわしく述べている。

第 I 巻の後半は、戦後における婦人労働者の特質に関連した論文である。敗戦後家計の担い手として働かねばならない女性労働者を襲った大量首切り、生きるためにたたかい、その中で成長する彼女たち、そして賃金差別への怒りが強まる。嶋津さんは、戦後の急テンポで進む技術革新、新鋭機械化は本質的に労働の同等化を進めるにもかかわらず、なぜ女性の賃金は低いのかとの設問に対し「資本家は資本主義社会における労働の同等性を無視して、より質の悪い労働力として婦人労働者にたいして低賃金をおしつける。同一賃金の要求は、現在の高い技術水準のもとでは、ますますその正当性が保障されている」(第 I 巻283ページ)と説かれる。そ

の指摘は今日でも全く同じである。

3.「平等と保護」の原則を説く

第II巻は70年代はじめに行われた「婦人解放 をめぐる論争」に関連して、男女平等と母性保 護について理論化が試みられる。女性活動家の 間でさえ、男性と対等な仕事をするためには女 性だけに与えられている保護規定が邪魔だとす る意見が多かった。これに対し当時、経済審議 会や商工会議所が、主婦を含む女性労働力の活 用を提唱、政府はそれを受けて「性による差別 のイデオロギー支配」(第11巻14ページ)を強め ていく状況が示される。そして母性保護運動は すでにイギリスで19世紀中頃から労働時間制限 という形をとって、女性労働運動の中心的課題 として取り組まれてきた経緯からも、母性保護 と平等要求は共に資本の支配への抵抗であり、 民主主義的な統一要求となりうると主張する(39) ページ)。これが書かれて20数年を経た今日、「男 女雇用均等法」施行後、男女平等の推進を阻害 するとの理由で労基法の母性保護規定が全面的 に縮小ないし削除されている事実をみて、嶋津 さんが示された原点にもどった学習の必要性を 感じるのである。

嶋津さんは男女差別の発生と本質を、単に性に対する意識や理念から見るのではなく、歴史的・社会的に解明しようとする。資本主義国全体に共通した男女差別の本質に加え、わが国のきわめて露骨な差別実態と差別意識の根源を、明治以降の資本蓄積構造の中で分析していくのを読むと、科学的社会主義の立場を貫いた婦人論として理解しやすく、多くの人の共感を得るのである。

第II巻後半は、「合理化」と婦人労働者に関した論文である。高度経済成長の中で資本は女性労働力を大量に活用し、家庭主婦層もパートと

して労働市場に吸引したにもかかわらず、彼女たちの低賃金構造と無権利状態はむしろ固定化していく原因を究明しようとする。ここで機械の資本主義的活用、技術革新「合理化」の本質を明らかにする。この論文では、婦人労働者の問題を男性を含む労働者階級全体の問題として把握し、運動化する必要性が強調される(160ページ)。

第III巻は、1970年代後半、「国際婦人年」(1975年)前後からごく最近にいたる現在の婦人労働問題と婦人労働者の運動がとりあげられる。ここでは政府の婦人労働政策の流れ、「国際婦人年」のもとで展開される労基法改悪とゴマカシ雇用平等法策定をめぐる政府の動き、これに対応して運動の領域を広げてたたかう女性労働者の歩みが紹介されている。この時期の特質を知る上では貴重なものである。ぜひ今日の若い女性労働者に学んでほしいところである。

4. おわりに

嶋津さんは全三巻におよぶ著作選集をまとめるに際し「既発表の論文のなかから厳選したもの」(まえがき)を収録された。この大著作集は、嶋津さんの研究の歩みを示すと同時に、つねにその時代の働く女性の悩みに答えようとする姿勢から書かれた論文であることから、戦後婦人労働問題の系譜を示す貴重な文献である。

私は地理的に離れた関西にいるため、直接嶋津さんの教えを受ける機会はなかったが、関東では嶋津さんの後を継いで多くの女性理論家が育ち、今日第一線で活躍されている。これを見る時この著作選集に収められた理論そのものが実践化されていることが実証されるのである。

(学習の友社・1993年11月刊・18,000円)(理事・名城大学教授)

次号No.16 (1994年秋季号) の主な内容 (予定)

・発達した資本主義国における雇用・失業をめぐる問題

大木 一訓

〔特集〕社会保障の今日的課題

[国際·国内動向]

- ・アメリカの通信労働者
- ・全労連国際シンポジウムについて 他

[書評]

- 久保新一著『戦後世界経済の転換』
- ・J.ウェスターガード著『イギリス階級論』

(題はそれぞれ仮題)

他に、プロジェクト・研究部会報告、討論のひろば、新刊紹介

発行予定日 1994年 9 月15日



野村正實著

『トヨティズムー日本型生産システムの成熟と変容ー』

長年、「生産システム」研究に携わってきた著者の意欲作である。本書は、日本のある自動車大企業を事例として、生産システムの成熟と変容を分析し、これまで日本企業に成功をもたらしてきた生産システムが、80年代後半から問題を露呈しはじめ、変化せざるをえなくなってきている様子を調査に基づき詳細に論じている。

本書の最大の長所は、内容が広範な実態調査 (一次資料やヒアリング)に裏付けされている ことであろう。読者は日本的経営の典型とされ ている「トヨティズム」について、多くの正確 な知識を得ることができるであろう。とりわけ 注目すべきは、「生産手当と生産性管理」の分析 であり、「生産システム」研究への氏の貴重な貢 献といってよい。また、小集団活動や改善提案 を会社の改善活動の全体像のなかで位置づけよ うとする視点・試みもまた、高く評価されよう。 ドイツと日本の「グループ」や「熟練」という 概念の違いについても、読者は多くを教えられ るであろう。

著者が長年取り組んできたヤマト自動車 (トヨタ:筆者) とアサヒ自動車 (日産:筆者) の 比較分析やドイツの事例は、「トヨティズム」を 明らかにするうえできわめて有効であり、この 著書の価値を一段と高めるものとなっている。

著者は「トヨティズム」をテイラーの原理の 範囲内にありながらも、「古典的テイラー主義」 にはみられない特徴をもつものとし、「改善の仕 組みと濃密な人間関係をもったテイラー主義」と規定する。この「トヨティズム」は今ようやく、その歴史的役割を終えようとしており、日本においても、「ポスト・テイラー(=ポスト・フォード)主義」が、いま議題にあがりつつあるとみている。著者は、最近のヤマト自動車の変容を評価しつつ、「変容しつつあるトヨティズム」を「ポスト・テイラー主義」と規定する。ただし、その方向性は著者にとっても、今のところ定かではない(「クオ・ヴァディアス?」)。

「企業間分業」の問題は今後の課題とされているが、著者も指摘するトヨタ車の委託生産5割さらにはトヨタの外注比率が製造原価の6割という数字は「生産システム」の評価に関しては避けては通れない重要性をもっている。労働者の状態や下請企業問題の軽視は、自動車総連の「新しい産業政策」やトヨタの「自己改革」の過大評価につながるおそれがある点は注意したい。

今、世界の労働運動は新たな経営・生産システムを射程において運動を進めなければならない時期に到達している。本書はそのための多くの素材を提供しており、研究者のみならず労働運動に携わる者にとっても必読の書といえよう。

(ミネルヴァ書房・1993年12月刊・4,000円) (猿田正機・中京大学助教授)



小林英夫 • 林倬史編著

『アセアン諸国の工業化と外国企業』

戦後日本企業の海外進出は、1960年代後半に アジアを投資先として再開されて以来拡大を辿り、特に1985年のG5を機に対米・対欧進出を 積極化させて本格的グローバル化を示すに至っ た。しかもそのうえ、80年代末からの更なる企 業内国際分業の見直しによって再びアジアへそ の鉾先を収斂しつつある。この時に際して、本 書刊行の意義は誠に大であり、しかもその編著 者がこの分野の歴史研究で著名な小林英夫氏と 現代技術移転に詳しい林倬史氏を編著者とする チームワークの所産であることも、内容への関 心を一層高めている。

かくて本書は、かつて NIES 諸国に向けられていた日本企業のアジア進出が、'80年代末いらい ASEAN に集中するに到った事態を取り上げ、さらにこれを韓国・台湾等 NIES 企業の進出活動にまで視野を拡大して、それらの影響の下にもたらされる ASEAN 諸国の経済成長の実態を「光と影」の両面から検討しようとする科学的姿勢をとっている。

次に本書の構成を示すと、

第1章 ASEAN の工業化-小林英夫

第2章 日本企業のASEAN 諸国への進出と企 業内国際分業の展開-角田収

第3章 ASEAN 諸国への中小企業の進出ー大 林弘道

第4章 タイへの日本企業の進出(自動車産業)-小林英夫

第5章 タイ日系自動車企業と技術移転-林倬

史

第6章 タイにおけるエレクトロニクス産業の 発展と海外直投投資-秋野品二

第7章 韓国企業の東南アジア進出-郭洋春

第8章 台湾企業の ASEAN 進出-田畠眞弓 なおこれら各章の内容については立ち入る余

なおこれら各章の内容については立ち入る余 裕がないので以下通読の印象を記して紹介の言 葉としたい。

まず本書によって啓発される諸点のうちの第 1点は先の「光と影」を検討する姿勢から ASEAN 諸国の工業化が階層構造に及ぼす影響 に着目し、そこから生みだされる新中間層の動 向に関心を払っている。ここから当然、第2点 として、この ASEAN の成長に安易にガーシェ ンクロンの「後発利益性」を適用する説を批判 し、R&Dを抜いた技術移転への反発をも指摘 している。また第3点は、ASEANへの中小企 業の進出が及ぼす投資国と投資先国の両者の産 業構造への影響にも注目している。この他、よ り具体的にはタイの自動車産業における日本企 業の活動を、日本中心の第1次サプライアーと タイ・ローカル主体の第2次サプライアーの関 連について把え、さらにそれらへの技術移転を 研修生制度を中心に明らかにしている。またそ の他、こうした ASEAN での直接投資活限での NIES とくに韓国・台湾企業の動向についても触 れて、日本企業とそれらとの階層的位置づけが 示唆されていることであろう。

以上多くの課題指摘に富む業績と考えられる。 (中央経済社・1993年11月刊・2,500円) (藤井光男・日本大学教授) 「特集・日本独占資本の改革ビジョンとその批判」における戸木田論文は、その全体構成からもわかるように、No.15夏季号の巻頭論文的なものとしての位置を持つものとなっている。

「国際・国内動向」では、国際関係2本、国内関係2本となったが、現在政府・独 占が国内で進めている諸政策が、国際的規模での協調を視野にいれつつ、国際的にも 真に異常な強畜積、搾取と収奪、腐敗の構造的「改革」の進行であることが「特集」 との関連に於いて読み取れると思う。

「討論のひろば」に、北海道労連の片岡調査室長より「旗を焼くもの、立てるもの」と題する投稿を頂いた。氏はその結びで「私たち道労連はローカルセンターとして、たたかう潮流の主体的力量を高めていくことと同時に、『この北海道をどうたてなおしていくか』という民主的政策を対置し、展望を示していくことがいよいよ重要になっているのだと痛感している。」とされているが、当然かつ痛切な訴えとして身にしみた。労働総研は創立5年になる。未だ徴力であるが、全労連中央とも緊密な連携・協力のもとに、必要な政策提起に力をつくしお応えしたい。 (T.U)

労働総研クォータリー 第15号 1994年7月1日発行

編集·発行 勞働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03 (3940) 0523

FAX 03 (5567) 2968

印 刷 有限会社 なんぶ 企画

頒 価 1 部 1,250円(郵送料240円)

年 間 購 読 料 5,000円 (郵送料含む)

(会員の購読料は会費に含む)

振 替 00140-5-191839

日本共産党経済政策委員会

A5判46頁●定価2600円(稅込)〒88

目次 ②日本経済の発展方向と達成すべき目標 ①日本経済の現状をどうみるのか ③経済民主主義にたつ改革、大企業への民主的規制

不況、

「高齢化社会」論をふりかざした増税攻 この日本経済の現状をどう打開するの

人間らしい生活を奪う経済大国、

戦後最大の

やさしく明快な語り口

補論

補

論

安心して住むことができる住宅の保障

環境保全・低エネルギーの社会へ

かつて大きな反響を呼びベストセラーとなっ た『日本経済への提言』を超える画期的な内容。

多くの専門家の協力を得てついに完成! 国民の立場からの経済再建の総合的な政

補論

I

新経済提言の計量的検討

補論

II

高齢化社会は立派に支えられる

〒151 東京都渋谷区千駄ケ谷4-25-6 ☎03(3423)8402(営) 振替東京3-13681

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.15 Summer Issue

Contents

Special Article: Japanese Monopoly Capital's Reform Vision and Our	Position on It
* Criticism on Japanese Monopolies' Reform Vision	Yoshihisa Tokita
* Aims of the Second Stage of Ozawa Strategies and Contradictions in	Them-A
Drama of Political Changes and Ozawa's "Plans for Remodeling	Japan" Masao Kotaki

Information at Home and Abroad

* G7 Employment Conference—What was revealed from it?	Takashi Uchiyama
* Examination of Japanese Government's Report at CEDAW	Mutsuko Asakura
* Scandals in the Construction World-Structure of Aggravated Corruption	Sachiko Arakawa

* Moves for Charging Hospital Meals—Strategies for Hollowing Public Medical Insurance System

* A Composition to Decide on the Liberalization of Rice Market

Tsutomu Uwagawa

Shinii Ohsu

Report of Project and Study Groups

* A Study on Questions surrounding Migrant Foreign Workers Toshikazu Nagayama

Forum for Discussion

* Those throwing Banners into the Fire, and Those setting Them up Katsumi Kataoka

Book Review

* "Introductory Remarks to the Theory of Industrial Labour"
by Masami Miyoshi

* "Collection of Writings of Chitose Shimazu"

Masabumi Nakamura

Etsuko Shibata

Introduction of New Publications

- * "Toyotaism" by Masami Nomura

 * "Industrialization of ASEAN Countries and Multinational Corporations"
- * "Industrialization of ASEAN Countries and Multinational Corporations" by Hideo Kobayashi and Takabumi Hayashi Mitsuo Fujii

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114 Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.15 頒価1,250円 (年間購読料5,000円) (会員の購読料は会費に含む)